

## 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（藤津地区、浅津地区及び南谷地区）管理業務仕様書

この仕様書は、東郷湖羽合臨海公園（藤津地区、浅津地区及び南谷地区）（以下「東郷池北エリア」という。）の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法を示すものである。指定管理者は、業務の遂行に当たり公の施設としての性格を十分認識し、日常又は定期に必要な保守・点検業務を行うことにより快適な施設環境を作るとともに、施設の利用の向上に努めるものとする。

## 1 管理運営方針

- (1) 公の施設であることを念頭において、公平な利用を確保しながら管理運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (2) 利用者が安全かつ快適に施設を利用できるよう、又施設の機能が最大限に発揮されるように適正な維持管理を行うとともに、効率的な運営による経費の削減に努めること。
- (3) 広域公園として、県民のレクリエーション活動の振興を図ることにより、県民の心身の健康増進を図ること。
- (4) 「東郷湖羽合臨海公園パークビジョン」（以下「パークビジョン」という。）を踏まえ、東郷池北エリアの施設や自然環境の特色を活かした陸上・水上でのスポーツ・アクティビティ等の充実など公園の魅力向上を図るとともに、公園活用に繋がる広報及び誘致に努めること。
- (5) 利用者のニーズを把握し、管理運営に反映させ、利用者の満足度向上、公園の活性化及び利用の促進に努めること。
- (6) アダプトプログラム制度の導入など、多様な主体が公園管理に参画できる仕組みを構築し、公園に親しみ愛着を深めてもらい、公園利用の活性化に繋げること。
- (7) 県、周辺自治体、関係団体及び当公園の周辺施設等と密接に連携を図りながら、パークビジョンを踏まえた管理運営を行うこと。

## 2 管理の基準

### (1) 受付案内業務

指定管理者は、利用者への応接、電話での問い合わせ、公園施設の利用申込等について、迅速かつ適切な対応を行うこと。

なお、施設に寄せられた意見、苦情等に適切に対応するとともに、県に関わるものについては、県に報告を行うこと。

### (2) 有料公園施設の利用許可・取消し等業務

ア 鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例31号。以下「都市公園条例」という。）第8条第3項の規定に基づく有料公園施設の利用の許可、利用の禁止又は制限に係る業務は、指定管理者があらかじめ定めた規程に基づき実施すること。この場合において、指定管理者は、当該規程を県に届け出ること。

利用者の手続を定めるに当たっては、利用者にとって簡便な方法となるよう配慮すること。なお、8の（10）の県立施設予約システムを使用すること。

イ 施設の利用の許可に当たっては、利用申込書において、都市公園条例に規定する行為の制限等の規定の遵守及び利用許可の制限に該当する利用でないことを誓約させるとともに、鳥取県警察本部への照会がなされる場合があることについて、利用申込書に明記するなどして周知すること。

ウ 業務に当たっては、施設の公平な利用や安全性の確保について十分配慮すること。

### (3) 公園施設における行為許可・取消し等業務

都市公園条例第7条の規定に基づく公園施設における行為許可業務及び同条例第17条第1項の規定に基づく行為許可の取消し等は、県が別途作成するマニュアルに沿って行うこと。

### (4) 公園施設における占用許可・取消し等業務

都市公園法第6条第1項の規定に基づき、指定管理者以外の者が東郷池北エリアの設置目的の範囲内で行う同法第7条第1項第6号に規定する定型的な仮設工作物の設置に対して占用の許可を行うこと。許可にあたっては、県が別途作成するマニュアルに沿って行うこと。

(5) 利用料金の徴収、減免、返還

上記(2)～(4)の許可に係る利用料金の徴収、減免、返還業務は、指定管理者があらかじめ定めた規程に基づき実施すること。この場合において、指定管理者は当該規程を県に届け出ること。

(6) 東郷池の眺望を楽しみながらの散策や憩いの場所の創出を意識し、東郷池の眺望の確保、四季折々の花等の見所や木陰の創出などの工夫に努めること。

### 3 東郷池北エリアの地区別留意事項

(1) 藤津地区(スポーツと親水・散策のエリア)

ア 「あやめ池スポーツセンター」、「カヌーセンター」や「スポーツ広場」等を有し、大会、練習等に利用されている。これらの施設を適切に維持管理し、利用の促進を図ること。

イ 「カヌーセンター」の管理運営に当たっては、鳥取県カヌー協会と十分に連携・協議の上、カヌーの講習会等を行い、普及振興に努めること。

ウ 「あやめ池スポーツセンター」については、アリーナ、トレーニングルームのみならず、研修室についても、地元自治体等と連携の上、利活用の促進を図ること。

エ 公園内にある「メダカ池」は、ボランティアや地域住民と協働で整備・管理しているものであり、引き続きボランティア等と連携した公園づくりに努めること。

オ 花菖蒲の名所となっている「あやめ池公園」は、様々な季節の花が植えられている。引き続き、1年を通じて花を楽しむことができる公園としての魅力向上を図ること。

(2) 浅津地区(つどい・憩い・遊びのエリア)

ア 木や花、芝生など豊かな緑地環境の中に「ゲートボール場」、「催事広場」、「児童遊戯広場」等の施設が配置され、憩いの場所として利用されている。これらの緑地や施設を適切に維持管理し、利用の促進を図ること。なお、「ゲートボール場」及び「催事広場」については、ゲートボール以外にも利活用可能であることを周知するなど活用を促進するほか、自主事業等により有効活用に努めること。

イ 現指定管理者により「ドッグラン」が設置され、犬のしつけ教室等も開催されており、年間約1,600人もの利用がある。公園の活性化に必要な施設であると考えられることから、原則、継続して運営を求めるが、施設の廃止等を計画する場合は、事業計画書に記載すること。

(3) 南谷地区(スポーツとレジャーのエリア)

ア 中部地区最大の人工芝のコートとして地域の大会等に利用されている「テニスコート(8面)」、多数の愛好者に利用されている「スケートパーク」、「屋根のある多目的広場(夢広場)」及びインクルーシブ遊具を導入している「麒麟公園」について、施設の維持管理を適切に行い安全に利用できるよう維持するとともに、更なる利用の促進を図ること。また、「屋根のある多目的広場(夢広場)」について、全天候型である利点を活かして様々な用途での利活用が図られるよう周知等に努めること。

イ 「芝生多目的広場」は、有料公園施設として占用利用を認めており、用途を限定せず占用利用が可能であることに加えて、占用利用のない時は一般開放としていることも広く周知し利用促進を図ること。

ウ リハビリスポーツ広場、体力測定広場、観察水槽・実験水路については、利用頻度が低い状況であるが、自主事業としての利活用策があれば事業計画書に記載すること。

### 4 施設設備の維持管理

業務にあたっては、各施設・設備の機能・状況を把握した上、適切に実施するとともに、業務記録を作成し、指定期間終了後5年間保存すること。

植栽等の維持管理業務や設備等の保守点検業務を専門業者に委託する場合にも、指定管理者は作業内容等を掌握するとともに作業の完了確認をし、業務記録等を指定期間終了後5年間保存すること。指定管理者は、施設や設備に異常を発見し、利用者の安全確保等のため応急措置や修繕等の必要がある場合には、速やかに必要な処置を講ずること。

(1) 清掃業務

公園内の建物内、園路、芝生及びトイレ等の清掃業務。下記によるほか、現場の実情に応じ、美観又は建物の管理上、必要と認められる作業は行うこと。

(2)の清掃業務の内容及び留意点に留意しながら業務を行うこと。ただし、著しい汚れが原因で利用者から苦情等生じた場合は、別途県から清掃を指示するものとする。また、清掃作業の行程は、応募者が

提出する事業計画書（様式2）で提案された内容のとおりとする。

ア 清掃業務時間

清掃業務を行う時間に制限は定めないが、来館者等への影響が最小限となるよう作業を行うこと。

イ 使用材料

（ア）清掃業務に使用する用具及び資材等は常に整理整頓に努め、人体に有害な薬品等は厳重に管理を行うこと。

（イ）清掃業務に使用する清掃用具、洗剤等の資材やトイレットペーパー類の衛生消耗品等は、品質保証（JIS マーク商品等）のあるものを、指定管理者の負担で用意すること。

（2）清掃内容

ア 園地清掃

（ア）拾い清掃や掃き清掃により園路や側溝、用水路、園地が常時きれいな状態となるよう努めるとともに、ゴミは分別を行った上、所定場所に集積し、散乱を防ぐこと。

（イ）排水設備の機能が維持されるよう定期的に点検すること。

イ 便所清掃（あやめ池スポーツセンター内、東郷湖カヌーセンター内以外）

（ア）作業中は利用者の利便性に十分配慮すること。

（イ）衛生器具（便器、手洗器等）、床、壁、鏡、窓ガラス、照明器具等を常時清潔な状態に保つとともに、詰まり等には速やかに対処すること。

（ウ）ホルダー内に常時ペーパーがあるように補充すること。

ウ あやめ池スポーツセンター及び東郷湖カヌーセンター清掃

（ア）作業頻度

a あやめ池スポーツセンター 日常清掃、定期清掃

b あやめ池スポーツセンター及び東郷湖カヌーセンター 定期清掃

（イ）日常清掃 1日単位の短い周期で日常的に行う清掃

a 備品類で容易に移動できるものは移動して入念にすること。

b 机、カウンター等は、塵払いの後、拭き掃除をすること。

c 流し、手洗い等は実情に応じて水洗い又は拭き掃除をすること。

d 茶殻、たばこの吸い殻、紙くずなどは所定の場所に捨て、容器は洗うこと。

e 便所の汚物入れ等は、汚物を捨て容器の内外を洗うこと。

f 玄関などの人目につきやすいガラス戸は、適宜清掃すること。

g トイレ、シャワー室等は水を流すこと。又適宜館内外の蜘蛛の巣を除去すること。

（ウ）定期清掃 週・月又は年単位の周期で定期的に行う清掃

a 日常清掃に加えて下記の作業を行うこと。

b 床洗浄ワックスがけは拭き掃除の後床を洗浄し、適正な基準量をもって塗布すること。

c 窓ガラスは両面とも洗剤で汚れを落とした後、水を切り窓枠、面台等を拭き仕上げる。

d 照明器具で取り外しのできるものは取り外し、汚れを落として拭く。

e 玄関の床面については、たわし等により丹念に洗浄する。

（エ）その他留意事項

a 入園者の利用に支障を来さないように作業すること。

b じんあいを飛散させないこと。

c 火気には留意し、引火物質はできるだけ使用しないこと。

d その他、衛生面に特に留意すること。

【（参考）現在の清掃箇所、頻度一覧】

《あやめ池スポーツセンター》

場 所	床 面 名 称	面積 (㎡)	日常清掃	定期清掃 6回/年
アリーナ	複フローリング・ポリウレタン塗	1,470.00	3回/週	—
事務室	アームストロング・リノリウム	80.50	3回/週	アームストロング・リノリウム磨、ワックス塗布
医務休憩室	〃	45.00	3回/週	ワックス塗布
研修室	カーペット	98.00	3回/週	カーペット清掃
トレーニングルーム	フローリング	196.00	3回/週	床洗浄ワックス清掃
ロビー	アームストロング・リノリウム	173.56	3回/週	
ホール	〃	418.75	3回/週	
男女洗面所	〃	25.50	3回/週	
(小計)	〃	1,031.71		
男女便所	エイトチェッカー敷モザイクタイル	53.51	3回/週	エイトチェッカーは水洗いする。
男女シャワー室	〃	20.00	3回/週	床面はモザイクタイル清掃する。
身体障害者用便所	〃	12.00	3回/週	
男女手洗	モザイクタイル	7.50	3回/週	
(小計)		93.01		
男女ロッカー	VAT	36.00	3回/週	
観覧席	〃	905.73	3回/週	
キャットウォーク	〃		3回/週	
(小計)		941.73		
玄関	木曽石貼	35.00	3回/週	タワシ等により洗浄する
下足室	エイトチェッカー敷モザイクタイル	17.50		
器具室	コンクリート	98.00	3回/週	
硝子窓		700.00	3回/週	両面とも洗剤で汚れを落とし乾布で拭く。
合計		4,392.55		

《東郷湖カヌーセンター》

場 所	床 面 名 称	面積 (㎡)	日常清掃	定期清掃 2回/年
風除室	せつ器質タイル	9.00	—	○
玄関	〃	11.00	—	○
ホール	塩ビシート	26.00	—	○ 洗浄ワックス塗布
廊下	長尺塩ビシート	13.50	—	○ 〃
事務室	〃	17.50	—	○ 〃
倉庫	〃	10.50	—	○ 〃
湯沸室	〃	5.00	—	○ 〃
研修室	フロアー	96.00	—	○ フローリングワックス塗布
トイレ (男子)	直張タイル	10.00	—	○
トイレ (女子)	〃	10.00	—	○
トイレ (身障者用)	長尺塩ビシート	5.00	—	○ 洗浄ワックス塗布
男子更衣室	〃	15.00	—	○ 〃
女子更衣室	〃	14.50	—	○ 〃
窓ガラス			—	○

エ 廃棄物の処理

清掃等で収集した廃棄物は、分別を行った上で公園内に集積し、廃棄物の処理に関する関係法令に基づき適切に処理すること。

(3) 屋根のある多目的広場（夢広場）防球ネット点検

屋根のある多目的広場（夢広場）の防球ネットの機能を適正に維持する業務。下記により、定期点検を実施するほか、日常点検により良好な状態に保つこと。

ア 点検頻度 年1回

イ 点検内容

下記の点検項目により行うこと。

点 検 箇 所		点 検 内 容	点検方法
固 定 式	固定金具	破損／変形等がないかを確認	目視
	固定ワイヤー	摩耗／破損／変形等がないかを確認	目視・触感
	ネット	破損／ホツレ等がないか確認	目視
電 動 式	固定金具	破損／変形等がないかを確認	目視
	滑車	摩耗／破損／変形等がないかを確認	目視・触感
	Uターン滑車	摩耗／破損／変形等がないかを確認	目視・触感
	操作	電動操作が作動しているかを確認	操作
	駆動ワイヤー	摩耗／破損／変形等がないかを確認	操作
	たくし上げワイヤー	摩耗／破損／変形等がないかを確認	目視・触感
	吊りワイヤー	摩耗／破損／変形等がないかを確認	目視・触感
	ネット	破損／ホツレ等がないか確認	目視

(4) 体力測定広場、リハビリスポーツ広場、観察水槽、実験水路の維持管理

南谷地区の体力測定広場、リハビリスポーツ広場、観察水槽及び実験水路については、現状維持するための日常点検及び清掃・除草を実施すること。

なお、自主事業としての利活用は妨げない。

(5) 自家用電気工作物の保守

電気設備を良好な状態に維持するとともに、電気事業法に基づく電気工作物（受電設備及び非常用予備発電装置）の保守点検を電気事業法令に基づく指定業者により行う業務。下記によるほか、故障等が発生した場合は速やかに対処すること。

ア 点検の内容

定期点検：年6回 精密点検：年1回

イ 自家用電気工作物の概要

(イ) 受電装置 設備容量 150kVA 受電電圧 6,600V

(ウ) 非常用予備発電装置 設備容量 40kVA

(6) 消防設備の保守

消防法の規定に基づき、自動火災報知設備や消火器などの点検を専門業者により実施し、報告書を所轄の消防署に提出する業務。下記によるほか、故障等が発生した場合は速やかに対処すること。

ア 点検の内容

外観・機能点検：年1回 総合点検（外観・機能点検を含む）：年1回

イ 消防用設備の概要

(ア) 消火器 (イ) 屋内・屋外消火栓設備 (ウ) 自動火災報知設備

(エ) 誘導灯 (オ) 非常警報・放送設備 (カ) 防火・防排煙設備

(7) 施設の警備

東郷池北エリア内の犯罪防止のための業務。

ア 開園時間内

適宜施設の巡回を行うほか、不審者を発見した場合等は、犯罪の防止に適切な対応をすること。

## イ 開園時間外

(ア) あやめ池スポーツセンター、東郷湖カヌーセンター内について、防犯警報装置、火災警報装置による機械警備を行うこと。なお、警備基準時間は開園時間等と調整し、指定管理者が決定する。

### 【現行の警備基準時間】

開館日：22時～翌8時30分

休館日：終日

その他：火災監視は終日

(イ) 機械警備に要する経費は、指定管理者が負担すること。

## (8) 遊具点検保守業務

目視等による日常点検並びに専門技術者による定期的な点検を行う業務。

設置されている遊具のうち現在使用可能なものは、その状態を維持すること。ただし、故障など遊具の使用に危険が生じる場合には速やかに使用禁止とし、修繕等の必要な措置を講じること。また、撤去、改良等を行う場合は、県にあらかじめ協議すること。

点検業務については、別添の遊具等施設の安全点検業務仕様書に基づき実施すること。なお、この仕様書の記載の有無にかかわらず、指定管理者は安全な状態を確保するため必要な処置を講じること。

## (9) 運動施設の維持

体育館、テニスコート、スケートパークなど各運動施設の機能性や安全性を保つ業務。

毎日点検を行い、良好な状態を維持すること。

## (10) 植栽の管理

東郷池北エリア内の植栽樹木及び芝生広場等の維持管理を行う業務。別添「植栽管理業務仕様書」によること。

なお、景観又は生育において良好な状態に保つことができないおそれがある場合は、良好な状態に保つために必要な措置を講ずること。

## (11) 施設の修繕

施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）を正常に保持し、適正な利用に供するよう日常的な保守点検を行い、施設等の保全に努めるとともに、部品交換や施設等の補修修繕及び修繕情報を記録、保存する業務。

指定管理者の負担により行う業務の範囲は基本的に以下のとおりであり、施設等の損傷又は不具合を発見した場合は、施設等の安全性及び安定的な利用を確保するために必要な応急処置を行うこと。

ア 日常的な管理で必要となる消耗品や部品の交換。

イ 利用者の安全確保、施設等の長寿命化・耐久性向上の観点から、予防保全（劣化又は損傷の未然防止）の計画を策定し、適切に修繕を実施すること。

ウ 発注1件当たり50万円未満の施設等の修繕（改良など原状復旧以外の方法による場合は、予め県に協議するものとする。）

エ 施設の現場状況等を勘案し、県が管理上必要と判断した修繕内容のうち、指定管理者へ指示するもの。上記以外の修繕については、指定管理者が修繕箇所を調査の上、県に報告を行い、対応を協議すると共に、県は管理上修繕が必要と判断したものについて県の負担により修繕を実施する。

なお、修繕情報の記録は、指定管理者において、修繕内容、写真等を整理の上、保管し、指定管理期間終了時に次期指定管理者に引継ぎを行うこと。

※「修繕」とは、施設等の劣化若しくは損傷部分又は機器の性能若しくは機能を事実上支障のない状態まで回復させることをいう。

※「発注1件」とは、修繕内容、修繕の要因、施工時期などを勘案し、主たる業務内容が同一業種の業者に発注するものをいう。

## (12) その他の施設・設備

その他の施設・設備についても、次の事項に留意の上、必要な措置を講ずること。

ア 利用者が快適に利用できる環境を維持すること。

イ 施設及び設備の機能及び環境を維持すること。

## 5 利用促進、サービス向上

- (1) 指定管理者は利用者のニーズの把握等によるサービスの向上、柔軟な発想による施設運営により、これまで以上の利用の促進に努めること。
- (2) ホームページやSNS等による広報を積極的に実施すること。なお、公園の魅力発信に加え、イベント等の活用例を紹介するなど、公園活用に繋がる広報及び誘致に努めること。
- (3) 体験学習会等の実施
  - ア 施設及び周辺環境を活用したレクリエーション活動やSDGsの理念に基づく環境教育を推進する体験学習会等を年12回以上実施し、県民に親しまれる公園運営に努めること。なお、実施にあたっては、公園内や東郷池周辺に精通する人材の育成に配慮したものとすること。
  - イ 体験学習会等の実施内容については、事業計画書に記載し、県の承認を得ること。
  - ウ 体験学習会等の実施に当たり、利用者から参加料等を徴収する場合は、事業計画書に記載し、県の承認を得ること。計画書に記載していない場合は、その都度、県に協議の上、承認を得ること。
- (4) 季節ごとに楽しめる花の植栽など、四季を通じた見所の演出により公園の魅力向上を図り、集客を促進すること。また、東郷池周辺や公園の見所等を発信及び案内できる人材育成にも努めること。
- (5) 自主事業等の実施
  - ア 鳥取中部ウォーキングリゾート推進協議会や地元観光協会等と連携し、ウォーキングやサイクリングを推進する取組を実施すること。
  - イ 新たなアクティビティの導入や体験型環境教育メニューの開発に努め、イベント等の自主事業の実施や誘致を行い公園の利用促進を図ること。
  - ウ 3(3)ウのとおり、自主事業として、現状又は機能変換した上での利活用策があれば事業計画書に記載すること。
- (6) 施設及び設備の設置
  - ア 施設及び設備の新規設置等
    - (ア) 指定管理者は、利用者のサービス向上を図る目的で新規に施設及び設備を設置することができるほか、施設内の模様替え（以下「施設の設置等」）を行うことができる。ただし、この場合は県に協議を行うこと。
    - (イ) 留意事項
      - a 施設の設置等を行った場合は、指定期間終了までに、指定管理者の負担により原状に回復すること。ただし、県との協議により撤去しない場合はその限りではない。
      - b その他、東郷池北エリアの設置目的に反するものではないこと。
  - イ 自動販売機の設置
    - (ア) 設置の報告  
施設内の自動販売機の設置については、施設利用者の利用の利便性向上の一環として指定管理者の業務範囲とするものであること。  
設置にあたっては、都市公園法第5条第1項の規定に基づき、鳥取県知事に対して設置許可申請を行うこと。なお、自動販売機設置に係る収入は、指定管理者が自らの収入として収受することができる。
    - (イ) 留意事項
      - a 現在の設置場所及び台数は、別添「自動販売機設置一覧」のとおりである。設置に当たっては、施設の目的、防災面、施設機能等を考慮した上で必要最低限の台数とすること。
      - b 設置に当たっては、次の点を要件とする。
        - (a) ビール、清酒等のアルコール類及びたばこは販売しないこと。
        - (b) 青少年に有害な書籍、玩具等は販売しないこと。
        - (c) ゲーム機類等は設置しないこと。
      - c 自動販売機の設置を他の業者へ再委託する場合は、あらかじめ事業計画書に記載すること。
      - d 上記cの再委託に当たっては、書面により契約を締結すること。この場合において、契約の終期は、指定管理者の指定期間の終期を限度とすること。

## 6 事件・事故の防止措置と緊急時の対応等

### (1) 緊急時の対応

ア 指定管理者は、災害等緊急時の利用者の避難、誘導、安全確保、必要な通報等についての対応マニュアルを作成し、緊急事態の発生時には適確に対応すること。なお、緊急時の対応マニュアルは、あらかじめ県に報告を行うこと。

イ 利用者、来場者の急な病気、けが等に対応できるよう、近隣の医療機関等と連携し、適確に対応すること。

ウ 次のいずれかに該当する場合には、東郷池北エリアの使用について県の指示に従わなければならない。

(ア) 地震等の災害、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第1条に規定する武力攻撃事態等（以下「武力攻撃事態等」という。）、感染症のまん延その他これらに類する状況への対処として、東郷池北エリアを閉場し、又は、住民の避難、救援若しくは災害対応のために使用する必要があると県が認めるとき。

(イ) 東郷池北エリアについて、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第148条の規定により県が避難施設として指定をしようとするとき。

(ウ) 東郷池北エリアについて、鳥取県又は湯梨浜町から、鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）又は湯梨浜町地域防災計画に基づく住民の避難、救援又は災害対応に要する施設としての指定に係る同意の申し出があったとき。

エ ウの県の指示に従う場合において、管理費の取扱いその他必要な事項については、県及び指定管理者が協議の上、決定する。

オ 地震等の災害に関する警戒情報、武力攻撃事態等に関する警報等が発せられた場合等において、県民の安全の確保のために東郷池北エリアを閉場する必要があると県が認めるときは、速やかに当該施設を閉場すること。

### (2) 事故が発生した場合の報告及び公表

ア 指定管理の施設、設備等に関する事故が発生し、公表を行う場合は、個人情報保護や警察からの捜査上の要請、その他特別の事情がある場合を除き、原則として事故発生の情報について、できる限り速やかに実施すること。

なお、状況等により指定管理者が対応できない場合は、県の所管課が公表を行うことがある。

イ 指定管理者は、報告、公表について速やかな対応を行うため、非常時の連絡体制について、上位者への連絡が困難な場合の対応なども含めて点検を行い、適切な体制を整備すること。

ウ 指定管理者は、事故等の発生時において、対応に疑義を生じた場合は速やかに所管課に報告し、その指示を仰ぐこと。

### (3) 保険の加入

施設利用者の事故等に対応するための、次の補償内容以上の保険に加入すること。

#### ア 施設賠償責任

施設・設備の不備及び管理上のかしがあったことにより利用者に損害を与えた場合（人身事故や物損事故が発生した場合）に管理者が負担する賠償金を担保するもの。

#### (ア) 補償内容

- ・対人賠償限度額 1名につき30,000,000円  
1事故につき300,000,000円
- ・免責各々1事故につき1,000円以下

(イ) 上記保険については公園内すべての施設、区域を対象とすること。

## 7 人員体制

(1) 管理運営業務を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法（昭和22年法律第49号）を遵守し、利用者の利便性に考慮し、管理運営を効率的に行うための業務形態にあった適正な人数の職員を配置すること。

(2) 園長相当職を1名配置すること。

(3) あやめ池スポーツセンター、屋根のある多目的広場には受付業務として、常時各1名以上配置すること。（園長相当職を除く）

(4) 職員の体制は、施設の管理運営に支障がないように配慮するとともに、利用者の要望に適切に応えられるものとする。



- (5) 東郷池北エリア内の植栽の適正な管理のため、国土交通大臣認定1級造園施工管理技士及び厚生労働大臣認定1級造園技能士の資格を有する職員を各1名以上、配置すること。ただし、植栽の管理を業者に委託する場合には、委託業者にその資格を有する者により管理させること。なお、この場合においても、指定管理者は3年以上植栽の管理経験を有する職員を1名以上配置すること。
- (6) 指定管理者の業務の執行及び財産の状況の監査を職務とする理事（相当する職を含む。）以外の役員の職にある2名以上の者に、次に掲げる職務を行わせるものとする。
- ア 指定管理者が行う公の施設の管理に係る当該指定管理者の財産及び業務の執行に係る状況を監査すること。
- イ 指定管理者が行う公の施設の管理に係る当該指定管理者の財産の状況又は業務の執行について、法令、定款若しくは寄附行為（これらに相当するものを含む。）に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、指定管理者の総会等及び知事等へ報告すること。
- ウ イの報告をするために必要があると認めるときは、指定管理者の総会等の招集を請求し、又はこれを招集すること。

## 8 その他

### (1) 県内発注

管理業務の実施に当たっては、対象経費、金額等にかかわらず県内事業者への発注に努めること。特に委託、工事請負を発注する場合は原則として県内事業者へ発注すること。

なお、事業計画書に記載していない委託、工事請負を県外事業者に発注する必要がある場合は、あらかじめ県に協議して承認を受けること。

### (2) 障がい者又は高齢者の就労機会の確保

障がい者、高齢者（65歳以上）の就労機会の確保、拡大を図るため、以下の事項に留意すること。

ア 障がい者及び高齢者の直接雇用を努めることとし、事業計画書に障がい者及び高齢者の雇用計画を可能な範囲で記載すること。

イ 障がい者就労施設及びシルバー人材センター等からの物品、役務の調達に努めることとし、事業計画書に障がい者就労施設及びシルバー人材センター等への業務委託計画を可能な範囲で記載すること。

### (3) 県及び関連施設管理者との連携業務

ア 指定管理者の業務範囲である有料公園施設の利用許可、公園施設における行為許可及び占用許可（都市公園法第7条第1項第6号に規定する仮設工作物に限る。）以外の次の許可については、県がその許可事務を直接行うため、該当申請があれば速やかに県に連絡すること。なお、県が許可を行うに当たっては、指定管理者に事前に連絡し、必要な調整等を行うこととする。（行為許可及び占用許可は、現在、県が行っているが、令和6年4月以降は、指定管理者が行うこととする。令和5年度中に県が行った許可のうち、許可期間の終期が令和6年4月以降のものは、指定管理者が許可したものとみなす。）

(ア) 公園施設の設置管理許可（都市公園法第5条）又は占用許可（同法第6条（※））

東郷池北エリア内に公園施設又はそれ以外の工作物等を設置等する場合

※都市公園法第7条第1項第6号に規定する「競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物」のうち、東郷池北エリアの設置目的の範囲内で設けられる仮設工作物を設置する場合は指定管理者が許可を行う。

(イ) 行政財産の目的外使用許可（鳥取県公有財産事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第27号）第11条）

イ 東郷池北エリアの管理を円滑に行うために、アの（ア）及び（イ）の許可を受けた者（以下「許可施設管理者」という。）と必要な協議・連携を行うこと。

ウ 東郷池北エリア内の許可施設管理者は「鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（藤津地区、浅津地区及び南谷地区）に係る指定管理者募集要項」の添付資料「許可施設一覧」のとおりであり、許可施設管理者のうち都市公園法第5条の管理許可を受けた者の管理する建物の管理は指定管理者が行うこと。なお、許可施設管理者が東郷池北エリアの電気設備、水道設備を利用する場合は、指定管理者は、利用に係る光熱水費を徴収すること。

エ 指定管理者の職員及び業務の再委託を受けた者の職員が、やむを得ず通勤のため施設内駐車場を使用する場合は、あらかじめ指定管理者が県から都市公園法第5条の設置管理許可を受け、その使用料を県

に納入する必要があること。この場合において、県は指定管理者に公園の管理に支障がないことを確認の上、許可することとしているので、留意すること。

オ 県が業務に必要なため資料等の提出を指定管理者に求めた場合は、誠意をもって協力、対応すること。

(4) 記録の作成・保存

管理運営及び経理状況について帳簿類等を整理し、県がこれらに関する報告や実地調査を求めた場合には、指定管理者は速やかに県の指示に従い、対応すること。

なお、収支状況及び業務記録は、会計年度ごとに帳簿等を作成し、当該帳簿及び証拠書類等は指定期間終了後、5年間保存すること。

(5) 守秘義務の遵守

指定管理者は業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(6) 物品の管理

ア 指定管理者は、施設の運営に支障を来さないように、物品の維持管理を適切に行い必要な修繕を速やかに行うこと。

イ 県が貸与した物品は県の所有に帰属し、指定管理者の判断により購入した物品は指定管理者の所有に帰属するものであること。

県は、別表「県貸付物品一覧」に記載する物品について、指定管理者に無償で貸し付け、県及び指定管理者は別途貸付契約を締結すること。

なお、物品の借受者である指定管理者は、当該物品を適正に管理するとともに、県が必要と認めるとき、又は貸付期間中に1回以上、当該貸付契約上の貸付物品とを照合し、その照合結果を県に報告しなければならない。

また、貸付物品をき損し、又は亡失したときは、直ちに物品亡失（損傷）報告書により県に報告すること。

ウ 指定管理者は、県の所有に帰属する物品が不用となった場合には、県と協議の上返還すること。

エ ウにより物品の数量等に異動があった場合及び県が新たに物品を貸与した場合は、県が提示した物品台帳により整理すること。県の所有物品の管理を適正に行うため、物品の取扱責任者を設置すること。

オ 物品のうち、東郷池北エリアの利用者に貸し出すものは、利用料金を知事の承認を得て定め、指定管理者が定める規定により貸し出しを行うこと。

カ 物品の修繕が必要な場合は、指定管理者の修繕業務（発注1件当たり50万円未満に限る）の範囲で実施すること。

物品のうち、備品の更新及び新設を希望する場合は、指定管理者が購入計画を作成し、県に提出すること。県は購入の必要性があると判断したものについて購入し、指定管理者に貸し付ける。

※備品とは、性質、形状を変えることなく長期間にわたって継続使用に耐える物品及び長期にわたって保存しようとする物品のうち、取得価格が10万円以上のものをいう。

キ 県の所有物品について次のようなことを行わないこと。

(ア) 他の用途に使用すること。

(イ) 県の許可なく加工、改良を加えること。

(ウ) 第三者に貸与又は譲渡すること。ただし、事前に県に協議したものは除く。

ク 県が貸付を行う物品のうち、自動車については、上記の他、次の点についても留意すること。

(ア) 交通法規の遵守、交通事故の防止及び安全運転を行うとともに、県民の信頼を損なわないよう使用すること。

(イ) 自動車検査証の有効期間満了前に、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第62条に定める継続検査を受検すること。また、加入済みの自動車賠償責任保険及び任意保険の保険料を支払うこと。

(ウ) 交通事故により第三者に与えた損害は、任意保険への加入により、指定管理者が損害を賠償すること。

(エ) (イ)、(ウ)のほか、事故等による修繕に必要な経費は、指定管理者の負担とすること。

(7) リース物件の取扱い

指定管理者が機器等をリース契約する場合には、指定期間を越えない期間とすること。

ただし、次期指定管理者が指定切替後も同条件において契約を引き継いで使用する場合又は、契約を継続しないことにより発生する違約金を負担する場合はこの限りではない。

(8) AED（自動体外式除細動器）の管理

ア 県は、施設利用者等が突然の心停止に陥った場合の救命活動が円滑に行われることを目的としてAEDを設置しており、指定管理者は、職員又は非医療従事者が常時使用することができるよう管理を行うこと。

※AED（自動体外式除細動器）の概要

突然の心停止者の心臓リズムを調べ、蘇生のための電気ショックが必要かどうか自動で判断し、電気ショックを与えることができる医療機器

イ 指定管理者は、次のとおり維持管理を行うこと。

(ア) AEDを常時使用できるよう、最低年1回定期点検すること。

(イ) AEDを使用した後においては、次回以降使用できるか否か点検すること。次回の使用ができないとき又はそのおそれのあるときは、県に報告し、その指示に従うこと。

ウ 指定管理者は、AEDを使用するための講習会を受講した職員を1名以上配置すること。

(9) J-ALERT（全国瞬時警報システム）の取扱い

ア 県は、緊急地震速報等を活用して施設利用者や職員の安全確保、地震被害等の軽減を図ることを目的としてJ-ALERTを設置しており、指定管理者は、同システムが有効に活用されるよう理解を深め、適切に管理運用し、施設利用者の安全確保に努めること。

※全国瞬時警報システム（J-ALERT）の概要

緊急地震速報のほか、津波警報、国民保護に関する情報などを館内に自動的に放送するシステム

イ 指定管理者は次のとおり維持運用を行うこと。

(ア) 速報発表時にとるべき行動を緊急時の対応要領に盛り込み、従業員に対して周知に努めること。

(イ) J-ALERTを利用した操作訓練や避難訓練等の実施に努めること。

ウ 予約システムに係る運用保守経費は県が負担するものであること。

(10) 県立施設予約システムの取扱い

ア 県では、県立施設における利用者の利便、施設利用予約業務の効率化を図るため、県立施設予約サービス（以下「予約システム」という。）を導入しており、指定管理者は予約システムを利用して予約業務を行うこと。

イ 指定管理者は、予約システムを適正に利用するとともに、システム上の異常、不具合等が発生した場合は、速やかに県が指定する予約システム運用保守業者又は鳥取県総務部行政体制整備局行財政改革推進課に連絡すること。

ウ 予約システムに係る運用保守経費は県が負担するものであること。

ただし、帳票のカスタマイズ等については指定管理者の負担において実施すること。

(11) Google Map等の管理について

各施設のホームページの管理こととあわせて、Google Map等一般県民等が利用をされることが想定されるツールについても最新情報となるように管理を行うこと。

なお、情報編集のための権限については県から各施設に権限を付与するが、必要なアカウント等は指定管理者が準備すること。

(12) キャッシュレス決済への対応について

施設利用者の利便性を確保するため、利用料金、物販・飲食等の支払方法の一つとしてキャッシュレス決済に対応すること。

(13) 電力の調達

指定管理施設における電力調達については、今後3年間の電気料金の支払金額の見込み（予定価格）により、つぎのとおり対応するよう努めること。

ただし、予定価格が20万円に満たない場合はこの限りではない。

なお、この取扱いは、県の運用に準じて定めているものであり、一般競争入札の方法による電力調達が可能な場合においては、当該方法によって電力調達を行うことを妨げるものではないこと。

また、県内事業者への発注機会の増大や県産品の利用促進を図るため、電力調達の際は一般競争入札の参加資格要件に県内事業者であることを設定したり、随意契約時に県内事業者からも見積りを取るなど、積極的な発注に取り組むこと。

予定価格	電力調達の対応
160万円超	現在の契約期間が終了するまでに自動更新契約を行うことなく、一般電気事業者及び特定規模電気事業者を対象とした一般競争入札の方法により電力調達の契約を締結する。
160万円以下	随意契約の方法により契約できるが、原則として合見積りの方法により電力調達の契約を締結する。

(14) 環境に配慮した施設運営

利用者の利便性や適切な施設運営に配慮しつつ、冷暖房、散水等において省エネルギーに努めるとともに、管理運営上使用する文具や用紙等についても、可能な限り再生原料を使用した製品を使用するなど、省資源に努めること。また、植栽の剪定木等は、チップ化するなど再利用に努めること。

(15) 喫煙対策

東郷池北エリアの建物内は原則禁煙とし、必要に応じて分煙対策が施された喫煙コーナーを設置すること。

(16) 特許権、実用新案権、意匠権等の取扱

指定管理者は、管理運営に当たり、特許権法等により第三者の権利対象となっている手法等を用いる場合は、指定管理者が必要な手続きをし、経費を負担すること。

(17) 指定期間終了後の引継業務

指定管理者は、指定期間終了後若しくは指定の取消等により、次期指定管理者へ業務を引き継ぐ際は、円滑かつ支障なく本施設の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供すること。

(18) 前管理者が受けた利用申込等に係る取扱

ア 前管理者が受けた令和6年4月以降の利用申込は、指定管理者が引き継ぐこと。

イ アに係る前納の利用料金がある場合は、指定管理者へ引き継ぐものとする。

ウ 令和6年3月以前の利用に係る未納の利用料金については、前管理者が対応するものであること。

エ 令和6年4月以降に指定管理者が利用料金を値下げした場合は、指定管理者は利用料金を前納した利用者にその差額を返還すること。

ただし、指定管理者が利用料金を値上げすることに伴う追加徴収はできないこと。

オ 上記の取扱は、次期指定管理者の引継においても同様であり、前納の利用料金がある場合は、指定管理者は次期指定管理者に引き継ぐこと。

(19) ネーミングライツの取扱い

鳥取県総務部行政体制整備局行財政改革推進課では県有施設の知名度向上や運営財源の確保等を目的として、施設の愛称を命名する権利（ネーミングライツ）を取得する法人を募集することとしており、東郷池北エリアにおいて新たなネーミングライツが導入されたときは、県、施設命名権者及び指定管理者の3者で締結するネーミングライツ契約書に基づく業務の実施に協力すること。

(20) ドクターヘリ及び防災ヘリコプターの飛行場外離着陸場としての使用

藤津地区のスポーツ広場及び南谷地区の多目的広場については、ドクターヘリ又は防災ヘリコプターの飛行場外離着陸場として使用する場合があります。離着陸場として使用する場合は、公園利用者の安全の確保に協力すること。

(21) 広域防災拠点及び航空搬送拠点臨時医療施設としての使用

南谷地区の多目的広場については、鳥取県地域防災計画で広域防災拠点及び航空搬送拠点臨時医療施設として指定されている。拠点として使用する場合は、施設利用者の安全確保に努めること。

【添付資料】

(1) 植栽管理業務仕様書（資料A）

(2) 県貸付物品一覧（資料B）

(3) 自動販売機設置一覧（資料C）

(4) 遊具等施設の安全点検業務仕様書（資料D）

鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（藤津地区、浅津地区及び南谷地区）

業務仕様書（資料13） 添付資料

- （1）植栽管理業務仕様書（資料A）
- （2）県貸付物品一覧（資料B）
- （3）自動販売機設置一覧（資料C）
- （4）遊具等施設の安全点検業務仕様書（資料D）

本業務は、本仕様書によるほか、「鳥取県公共施設緑化マニュアル（一部改正版）平成13年12月鳥取県土木部」及び「鳥取県公共施設緑化マニュアル（改定版）平成30年3月鳥取県県土整備部（試行運用）」別添「公園維持管理工事標準仕様書」に準じ、公園内の植栽が適正に管理されるよう実施すること。

また、本仕様書のほか、以下の指針（案）に基づき樹木の点検・診断を行い、樹木を起因とした事故等を未然に防止し、公園利用者等の安全・安心を確保すること。なお、マニュアルや指針（案）が改正された場合は、最新版に基づくこととする。

「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）」（平成29年9月、国土交通省）

（参照：国土交通省ホームページ）[http://www.mlit.go.jp/crd/park/shisaku/ko\\_shisaku/kobetsu/tenken.html](http://www.mlit.go.jp/crd/park/shisaku/ko_shisaku/kobetsu/tenken.html)

## 1 業務範囲

業務は東郷湖羽合臨海公園（藤津地区、浅津地区及び南谷地区。）内の全ての植栽とする。

## 2 管理方針

東郷湖羽合臨海公園は、東郷池を囲み日本海を臨む豊かな自然環境を活かした県民のレクリエーション活動の振興を目的とした公園施設である。

植栽の管理に当たっては、東郷池などの自然景観を活かし、自然とのふれあいや散策、レクリエーションの場としてふさわしい緑地景観の創出に努めること。

また、委託業務仕様書に示す公園の各地区の特色や公園の利用状況を十分に考慮した管理を行うこと。

## 3 管理計画の策定

指定管理者は、植栽管理に当たって、管理方針を遂行するために必要な植栽の管理計画策定すること。管理計画については事業計画書に記載すること。

管理計画の策定に当たっては、現状の緑地景観をさらに向上させ、良好な公園の植栽管理が図られるよう創意工夫した積極的な提案を行うこと。

また、植栽地の利用状況等に応じ、良好な管理水準の確保が得られる範囲内で可能な限り、薬剤、肥料等の節減や管理コストの低減に努めるとともに、樹木の良好な育成及び風致景観の確保に必要な場合には間伐等を実施することとし、これらの提案がある場合には、管理計画にその方法等を記載すること。

## 4 技術者の選任

指定管理者は、適正な管理作業の実施のため、1級造園施工管理技士及び1級造園技能士の資格を有する職員を各1名以上配置すること。

ただし、本業務を第三者に委託して実施する場合にはその資格を有する者により管理させること。なお、この場合においても、指定管理者は、植栽の管理経験を3年以上有する職員を1名以上配置し、監督を行わせること。

## 5 業務報告

指定管理者は、業務の実施状況を業務報告としてとりまとめること。

## 6 維持管理作業

維持管理作業にあたり次の点に留意すること。

### (1) 芝生、樹木管理

各地区の特色や利用状況を十分に考慮した管理を実施し、利用者の満足度を向上させると共に少なくとも現状以上の風致景観とするよう管理すること。

なお、参考に標準的な作業を記す。

#### ア 芝生管理

##### (ア) 芝生刈込み（5回／年程度）

芝生の生育等の状況及び利用目的を考慮し、適切な時期に行うこと。

##### (イ) 芝生除草（適時）

人力除草及び薬剤除草により実施すること。薬剤除草は、雑草の状況を調査し、使用薬剤を決定するとともに、可能な限り使用量を減らすよう努めること。

##### (ウ) 芝生目土かけ（1回／年程度）

芝生の状況を見ながら、適切な時期に必要な場所に行うこと。

目土の砂は、品質を確認し、適当な砂を使用すること。

##### (エ) 芝生撒水（適時）

芝生の状況を見ながら適切な時期に撒水すること。

##### (オ) 芝生施肥（1回／年程度）

施肥の時期は、芝生の状況を見ながら、適切な時期に行うこと。

##### (カ) その他、芝生の状況に応じエアレーション等を実施すること。

#### イ 樹木管理

##### (ア) 剪定（1回～2回／年程度）

樹木の剪定、整枝は各樹種の特性を重視し、適正に行うこと。

剪定は樹種に応じ、適時必要な剪定を行うこと。高木で自然樹形が形成されているものはその樹形を活かした管理を行うこと。

高木は、基本的に成長させることに努め樹形や樹勢を考慮し強剪定は行わないこと。

##### (イ) 施肥（2回／年程度）

樹木の生育状況により適時、適量の施肥を行うこと。

#### (2) 樹林地等の管理

樹林地・地被類・法面等は場所に応じて適時必要な管理を行うこと。

#### (3) ハナショウブの管理

あやめ池にあるハナショウブは当公園の名所となっており別添の「ハナショウブ管理標準作業」を参考に適切に管理すること。

#### (4) 病虫害防除

##### ア 巡回剪防

- ・病虫害の発生時期や習性を知り、発生期前後に徒歩による巡回をする。
- ・枝葉の陰になっているものなどあるので、目視を十分行う。
- ・病虫害の発生が認められた場合は、捕殺や剪定防除を行う。

##### イ 剪定防除

- ・枝葉についている害虫が落下しないように注意深く切り取る。
- ・剪除した枝及び害虫は速やかに処分する。
- ・病害の剪除に使用した道具類は必ず消毒する。

##### ウ 薬剤散布

- ・以下の場合には最小限の農薬による防除を行うものとする。

(ア) 被害が広範囲にわたり存在するなど、捕殺などの方法では防除効果が労力的に明らかに見合ないとき

(イ) 毒毛針など人に危害を与える害虫で、捕殺作業に著しい困難を伴うとき

(ウ) 高所作業などの散布によらないと防除をすることが不可能のとき

(エ) その他、緊急性が認められるとき

※農薬の使用にあたっては下記事項を踏まえ実施すること。

- 1) 農薬使用にあたっては、農薬取締法その他関係法令、及び農林水産省・環境省の「住宅地等における農薬使用について」(平成25年4月26日25消安第175号・環水大土発第1304261号)、「農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について」(平成17年12月20日17消安第8282号)、「非食用農作物等の農薬使用による周辺作物への影響防止について」(平成18年4月28日18消安第1212号)を遵守すること。
- 2) 使用する農薬は、農薬取締法に基づいて登録された当該防除対象樹木に適用のあるものを用い、ラベルに記載されている使用方法(使用回数、使用量、使用濃度等)使用上の注意事項を守って使用する。現地混用は避けること。
- 3) 事前に利用者や周辺住民などに対して、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類について十分周知を行う。周辺に食用農作物が栽培されていないか確認し、農作物栽培者に連絡すること。
- 4) 使用する農薬の種類、実施日、時刻、周知方法などについて十分検討すること。
- 5) 農薬の飛散防止に最大限の配慮をすること。

(5) 剪定枝、落ち葉の処分及びリサイクル

落ち葉、刈草等は、堆肥等として、剪定枝等はチップ化等によりマルチング材等として可能な限り再利用に努めること。

再利用が不可能なものの処分は指定管理者が適切に実施すること。

(6) その他

業務に当たっては、利用者の安全の確保、沿線道路等関係機関と調整・連携等に十分留意の上、実施すること。

7 作業計画と報告及び協議等

作業計画と実施内容については、定期的に県に確認・報告等を行うこと。また、樹木の伐採撤去や新植等、現状維持でない現地の改変等を伴う作業等については、具体的な案件毎に実施にあたって県と協議の上進めること。



ハナショウブ管理標準作業(藤津地区あやめ池)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
花			花芽分化			←→ 開花 花殻摘み						
植え替え							←→		←→ (補植)			
施肥		←→ 芽出し肥		追肥					追肥		葉刈後 元肥	
病害虫防除				←→		←→			←→			

(留意点)ハナショウブ約20,000本のうち年間約1/4を植え替えること。  
 植え替えにあたっては、株分けを主とし購入した苗を入れハナショウブの名所にふさわしい管理を行うこと。

1 節 一般事項

1.1 適用範囲

高木・低木・特殊樹木・地被類・花壇等の管理工事に適用する。

1.2 対象植物への配慮

この工事においては、対象となる植物の特性、当該管理工事の目的及び当該管理工事が対象植物に及ぼす影響の強さなどを十分理解し、特に生きものとしての植物に対する細心の注意と愛情をもって当たるよう努めるものとする。

1.3 材料

この工事に使用する材料は、特に指定のない限り、初期工事の当該仕様準ずる。

1.4 見本工事の提示

工事の種類・規模の大きさ等により、必要な場合は、当該管理工事に先立ち見本となる工事を行い監督員の承諾を得る。

1.5 後片付け

この工事により発生する剪除枝葉、残材等は、通行等の支障とならないよう一本又は一箇所ごとにまとめ、作業終了後は速やかに処分する。

2 節 樹木管理工事

2.1 適用範囲

この節は、高木・低木・つる性植物・特殊樹木等の管理工事に適用する。

2.2 剪定の一般工法

1 適用範囲

夏季剪定・冬季剪定・落葉樹枝抜き及び常緑樹枝抜きに適用する。

2 剪定すべき枝は、次のものとする。

- (1) 枯枝
- (2) 生長の止まった弱小の枝（以下「弱小枝」という。）
- (3) 著しく病害虫におかされている枝（以下「病害虫枝」という。）
- (4) 通風・採光・架線・人車の通行等の障害となる枝（以下「障害枝」という。）
- (5) 折損によって危険を来たすおそれのある枝（以下「危険枝」という。）
- (6) 生育上の不要枝（2.1図）

イ やご（ひこばえ）

ロ 胴ぶき（幹ぶき）

ハ 徒長枝（とび枝）

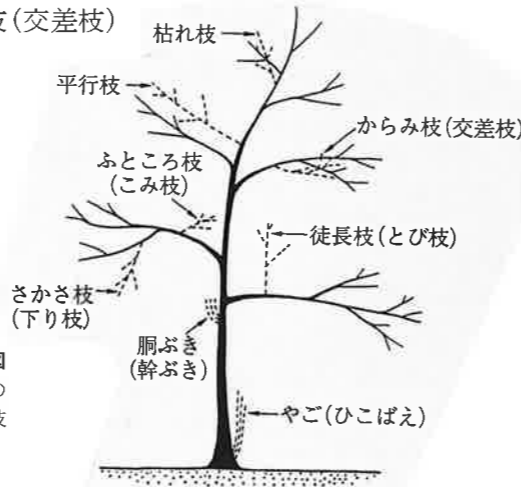
ニ さかさ枝（下り枝）

ホ ふところ枝（こみ枝）

ヘ からみ枝（交差枝）

ト 平行枝

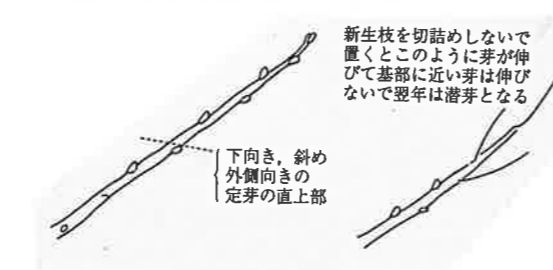
チ 枯れ枝



2.3 方法

(1) 一般事項

- イ 剪定方法には、枝おろし(大枝おろし)、枝すかし、ふところすかし、枝詰め、枝はさみ(枝摘み)、枝うち、枝かき等があり、それぞれ樹種、形状及び目的に応じて最も適切な方法により行う。
- ロ 樹姿及び樹形の仕立て方は、原則として、自然形仕立てとする。
- ハ 樹木は、原則として、外芽のすぐ上で切切る。ただし、ヤナギ等しだれのものについては、内芽で切る。(2.2図)



内芽の先で切る(不可) 外芽の先で切る(可)  
2.2図 外芽、内芽と芽の残し方

ニ 樹木の南側は比較的強く、北側は比較的弱く剪定する。一般に樹勢の強い部分は比較的強く、弱い部分は比較的弱く剪定する。

ホ 花木類の剪定は、原則として、落花直後に行う。

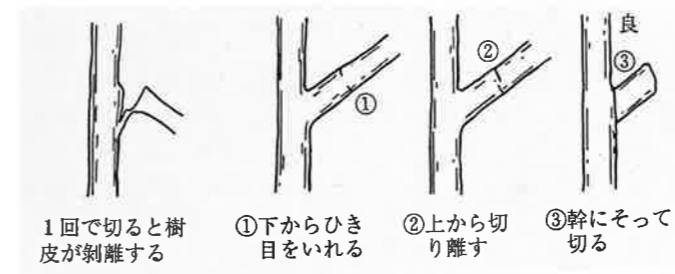
ヘ サクラ類の剪定は、やむを得ない限り行わない。

- (2) 小枝の切り方  
小枝は、原則として、節のすぐ上で、かつ芽のついている側の上部から反対側に向かって斜めに切り下げる。若木以外は、節間で切らない。(2.3図)



2.3図 小枝の切り方

- (3) 大枝の切り方  
大枝の切り口は、切り直しとする。(2.4図)



2.4図 大枝の切り方

2.4 夏季剪定

1 適用樹木

落葉高木及び萌芽力の盛んな常緑高木

2 方法

- (1) 茂りすぎた枝、混みすぎた小枝等は、その樹木の本来の形、枝張りのバランス等を考慮しつつ、通風の良くなるように、根元から間引くよう剪定する。
- (2) 障害枝は、可能な限りその枝の先端に近い所にある小枝を、全体の樹形を考慮しつつ剪定する。
- (3) 枯枝及び病害虫枝は、その枝の根元から剪定する。
- (4) 街路樹等の並木については、(1)から(3)までのほか、高さ、葉張り、下枝高さ等の樹形の統一をはかりつつ剪定する。

2.5 冬季剪定

1 適用樹木

落葉高木

2 方法

- (1) 剪定する樹木の本来の形を基本的に残しつつ、骨格となるべき枝の生育を促進させるように剪定する。
- (2) 芯は、原則として、止めない。やむを得ず摘芯する場合は、これに代わる別の芯を仕立てるようにする。
- (3) 樹形を整えるために樹勢の強い枝の生育を抑制し、弱い枝の生育を促進する場合は、強い枝は弱い枝の上で剪定する。

2.6 落葉間枝抜き

1 適用樹木

落葉高木

2 方法

- (1) 密生した枝、生育上の不要枝、病虫害枝等を樹形を考慮しつつ剪定する。
- (2) 必要に応じて、大枝おろしを行う。大枝おろしの切り口は、切り直しとする。
- (3) サクラ類は、大枝おろしを行わない。やむを得ず行う場合は、監督員の承諾を得て行い、切り口に防腐処置を施す。

2.7 常緑間枝抜き

1 適用樹木

常緑高木

2 方法

- (1) 密生した枝、生育上の不要枝、ふところ枝、枯枝、病虫害枝等を樹形を考慮しつつ剪定する。
- (2) 必要に応じて、大枝おろしを行う。大枝おろしの切り口は、切り直しとする。

2.8 高刈込み

1 適用樹木

常緑高木（1本立ち又は小規模な寄せ植えの場合）

2 方法

- (1) クモの巣等を取り除いた後、密生したふところ枝をすかし、下枝等の枯枝を根元から取り除いてから、全体の樹形を考慮しつつ、樹冠周縁の小枝を輪郭線を作りながら切りそろえ、一定の形(刈地原形)になるように刈込む。
- (2) ヒノキ及びサワラのように不定芽の発生しにくいものは、第1回の刈込みの際に一度に刈込まないで、数回の刈込みを通して徐々に刈地原形に仕立てていく。

## 2. 9 低刈込み

### 1 適用樹木

落葉低木、常緑低木及びつる性植物（1本立ち又は小規模な寄植えの場合）

### 2 方法

- (1) 2. 8の2(1)から(2)までに準ずる。

## 2. 10 大刈込み

### 1 適用樹木

落葉低木、常緑低木及びつる性植物（群植又は大規模な寄植えの場合）

### 2 方法

- (1) 2. 8の2(1)及び(2)までに準ずる。  
 (2) 刈地原形は、全体としてまとまりのある形状になるように配慮する。  
 (3) 当該植込み内に入って作業する場合は、必要に応じて、出入り部分の低木を掘り取り、作業に支障のない場所に仮置きしておき、作業終了後速やかに植えもどし、十分灌水する。仮移しをしない場合は、踏込み部分の枝条を損傷しないよう十分注意して作業し、作業終了後は、枝がえしを十分に行う。  
 (4) 刈り取った枝葉は、監督員の承諾を得て、雑草、人畜の侵入防止及び地表保護の目的に合う範囲内で、一部又は全部を当該植込み内に敷き込むことができる。

## 2. 11 生垣刈込み

### 1 適用樹木

落葉樹及び常緑樹による生垣

### 2 方法

- (1) クモの巣等を取り除いた後、枯枝を根元からきり取り、天端をそろえ、一定の幅を定めて両面を刈込む。  
 (2) 枝葉の粗放な部分には、必要に応じて、枝葉の疎密をなくすよう、枝の誘引を行う。枝の結束には、しゅろなわを用いる。  
 (3) 第1回の刈込みの際に一度に刈込まないで、数回の刈込みを通して徐々に刈地原形に仕立てていく。特に、ヒノキ及びサワラのように不定芽の発生しにくいものは、注意深く行う。  
 (4) 生垣の高さと幅との関係は、2. 2表を標準とする。ただし、樹種により、又は生育の度合いにより、この表により難しい場合は、監督員と協議して決める。

2. 2表 生垣の高さと幅との関係

高さ (cm)	30	60	100	120	180	250
幅 (cm)	20~30 未満	30~40 未満	40~50 未満	50~60 未満	60~70 未満	70~80 未満

## 2. 12 枯葉取り及び幹巻き

### 1 適用樹木

(1) 枯葉取り及び枯花取り  
特殊樹木、竹類及びつる性植物

(2) 幹巻き

特殊樹木のうちのシュロ類、幹焼けした樹木又はそのおそれのある樹木及び移植したばかりの樹木

### 2 方法

- (1) クモの巣等を取り除いた後、下葉の枯葉及び枯花は、付け根から切り口をそろえて切り取る。  
 (2) 葉先が、枯れ、割れ、霜害等で著しく損傷している場合は、その部分を切り取る。  
 (3) シュロ類については(1)及び(2)のほか、幹繊維の覆われている部分に、60mm内外の間隔をとり、下方から見ばえよく幹巻きを行う。  
 (4) 幹焼け防止及び移植樹木の養生のために行う幹巻きは、初期工事の当該仕様に準ずる。

## 2. 13 こも巻き及び取外し

### 1 適用樹木

マツ科樹木

### 2 方法

- (1) 取付け位置は、原則として幹の地上1.5m内外の位置とし、取付け位置より下部に下枝のある場合は、当該下枝にも取付ける。  
 (2) 風除支柱のある場合は、支柱と樹木との結束点の上部に取付ける。上部に取付けることが害虫の駆除に不適当な場合（3脚丸太支柱等の場合）は、結束点下部の樹幹と支柱のそれぞれにも取付ける。  
 (3) 取付けは、こもを二つ切りにし、切り口を下方にして巻き付け、その上を荒なわで2箇所結束する。  
 (4) 取付け及び取外し時期  
取付けは害虫が地上へ移動する前に、取外しは休眠から覚める前に、時期を失さぬよう行う。  
 (5) 取外しは、害虫を落さぬよう注意深く行う。取外し後、樹皮についている害虫があればこれを採取し、取外したこもととも、監督員の指定する場所に集め、速やかに焼却する。

## 2. 14 防寒（霜除け）

### 1 適用樹木

特殊樹木、竹類等のうち寒さに弱い樹種

### 2 方法

- (1) 下地については、唐竹（末口25mm以上）で芯立てを行い、動かないよう荒なわで2箇所以上樹幹に固定する。芯立ての本数は、葉張り等樹木の形状により適宜増やすものとする。

- (2) 芯立ての後、枝葉を幹に添わせ、荒なわで枝の巻き込みを行う。  
 (3) (1)及び(2)の後、こもで外側から覆い、美観を考慮しつつ、下部から上部に荒なわで巻き上げる。  
 (4) 取付け後、一定期間をおいて、これを取外す。  
 (5) 原則として、取付け時期は始霜日の後とし、取外しは終霜日の前とする。取付け及び取外し実施日については、監督員と協議して定める。

## 2. 15 支柱取替え及び結束直し

### 1 適用樹木

落葉高木、常緑高木、つる性植物、竹類及び特殊樹木

### 2 方法

#### (1) 支柱取替え

##### イ 支柱の取外し

取外しは、樹木の根及び幹を損傷しないよう十分注意して行い、傾いている樹木は、立て直す。

##### ロ 支柱の取付け

支柱を新たに取付ける場合の材料及び工法は、それぞれ、初期工事の当該仕様に準ずる。

#### (2) 支柱結束直し

イ 在来のしゅろなわ及び杉皮は、樹木に損傷を与えぬよう丁寧に取除く。

ロ 材料及び工法は、それぞれ初期工事の当該仕様に準ずる。

## 2. 16 病虫害防除

### 1 適用樹木

樹木全般

### 2 方法

#### (1) 剪定防除

イ アメリカシロヒトリ・テンマクケムシ等の幼令期に枝葉に集団して生活している虫の場合は、この部分の枝葉を、幼虫が落下しないよう注意深く切り取り、監督員の指定する場所に集め、速やかに焼却処分する。  
 ロ 剪定方法は、2. 3に準ずる。

#### (2) 薬剤防除

イ 薬剤の使用に際しては、農薬取締法（昭和23年法律第82号）等の農薬関連法規並びにメーカー等で定める使用安全基準及び使用方法を遵守し、事前に団地居住者、周辺居住者等への周知徹底をはかる等人畜への安全に十分留意する。

ロ 使用薬剤及び使用量は、特記による。特記において同等品以上とある場合は、原則として、農薬取締り法により登録認定され

たのもとする。

ハ 実施に先立ち、対象樹木の種類・病気及び害虫、使用薬剤、薬剤の使用方法及び実施日、天候の状況、団地居住者及び周辺居住者等への周知徹底の方法等について監督員と十分協議する。

ニ 使用日は、風が少なく、天候の不順でない日とし、風上から散布する。また、周囲対象物以外のものにかからぬよう注意する。

ホ 使用時刻は、真夏は日中を避け、なるべく夕方とする。

ヘ 散布は、微噴霧器等を使い、十分圧力をかけ、原則として葉から30~40cm離して行う。

ト 散布量は、所定の濃度に正確に希釈したものを、葉面に細かい水滴がつく程度にし、余分に薬液のついた場合は、振り落してやる。

チ そしゃく口を持った害虫（葉などを食べる害虫）及び一般病害樹木を対象に行う場合は、当該枝葉部分に十分付着するよう展着剤等を適宜混合して散布する。

リ 吸収口をもった害虫（注射針状の口をもっている害虫）を対象とする場合は、害虫に直接散布する。

ヌ ヘからりまでについて樹高の高い樹木に対して実施する場合等で、これにより難しい場合は、実施方法について監督員と十分協議して定める。

ル 使用機器及び薬品の保管については、事前、事後を通じ十分に注意し、作業終了後は、遺漏なく、速やかに片付ける。

## 2. 17 施肥

### 1 適用樹木

樹木全般

### 2 方法

#### (1) 一般事項

イ 溝及び立て穴の掘削に際しては、根を傷めないよう注意する。

ロ 使用する肥料及び施肥量は、特記による。  
 ハ 溝幅及び立て穴幅は、施肥量により適宜増減する。

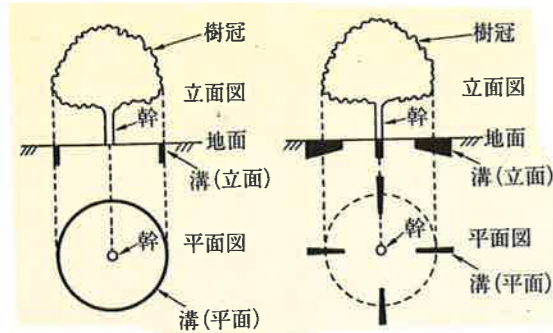
ニ 原則として、溝又は立て穴より内側及び低木植込み内に浸入した芝類及び雑草等は、この工事と同時に取除く。

#### (2) 高木施肥

##### イ 輪肥

樹木主幹を中心に、葉張り外周線の地上投影部分に深さ20cm内外の溝を輪状に掘り、溝底に所定の肥料を平均に敷き込み、覆土する。溝掘りの際、特に支根を傷めないよう注意し、細根の密生している場合は、そ

の外側に溝を掘る。(2.6図)



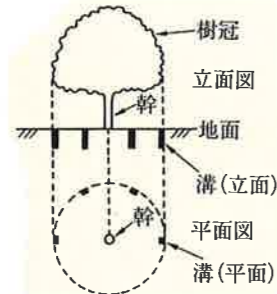
2.6図 輪肥 2.7図 車肥

ロ 車肥

樹木主幹から、図のように放射状に遠ざかるにつれて幅を広く、かつ、溝を深く掘り(原則として4箇所)、溝底に所定の肥料を敷き込み、覆土する。溝の深さは20cm(内側)~40cm(外側)内外、長さは葉張りの3分の1内外とし、溝の中心部分が葉張り外周線下にくるように掘る。(2.7図)

ハ 壺肥

樹木主幹を中心に、葉張り外周線の地上投影部分に放射状に立て穴を掘り(原則として6箇所)、底に所定の肥料を入れ、覆土する。



2.8図 壺肥

立て穴の深さは、40~150cmとし、樹齢に応じて深くする。(2.8図)

ニ 元肥(休眠期の施肥)は、原則として、車肥又は壺肥とし、追肥(生育期の施肥)及び礼肥(花木の落花直後に行う施肥)は原則として輪肥とする。

ホ 移植後1年以内の樹木については、溝の中心線が樹幹中心から根元直径の5倍の位置にくるように掘る。剪定直後の樹木については、剪定前の葉張り外周線の地上投影部分とする。

(3) 生垣施肥

イ 元肥は、原則として、生垣の両側に立て穴を1箇所ずつ計2箇所、1本ごとに掘り、底に所定の肥料を入れ、覆土する。立て穴の深さは、20~70cmとし、根の生育状況に応じて深くする。

ロ 追肥及び礼肥は、生垣の両側に平行に深さ20cm内外の溝を掘り、溝底に所定の肥料を敷き込み、覆土する。樹勢の強弱により施肥量を増減する。

ハ 立て穴及び溝の位置は、原則として細根の密生部分よりやや外側とする。

(4) 低木施肥

イ 1本立ち又は小規模な寄植えの場合(2)のイ、ハ及びニに準ずる。ただし、立て穴の深さは、20~50cm内外とし、根の生育状況に応じて深くする。

ロ 列植の場合

(3)に準ずる。

ハ 群植又は大規模な寄植えの場合

有機質肥料については、原則として、1㎡当たり3箇所の立て穴を掘り、底に所定の肥料を入れ、覆土する。ただし、立て穴の深さは20~50cm内外とし、根の生育状況に応じて深くする。

化学肥料については、植込み内に均等に散布する。液状にして散布する場合は、葉面にかからぬよう注意する。

(5) つる性植物、竹類及び特殊樹木については、1本立ち、寄植え、列植等の植栽形式、形状寸法及び根の生育状況等に応じて、(2)から(4)までの当該仕様に準ずる。

2.18 灌水及び葉面散水

1 適用樹木

樹木全般

2 方法

(1) 灌水

樹木の周囲に水ばちを作り、水を外へ流失させないように注意して所定量の水を灌水する。

(2) 葉面散水

葉面に付着したほこり、排気ガス等を洗い落とすよう、前後、表裏等方向をかえて水を強く吹き付ける。

(3) 水量は、特記による。

(4) 灌水は天候等を考慮し、監督員と協議の上実施する。

2.19 倒木起こし

1 適用樹木

台風等により倒れた樹木

2 方法

(1) 植直し等の工法は、初期工事の当該仕様に準ずる。

(2) 日差しの強い場合及びその日のうちに植付けの不可能な場合は、水に浸したこも等を根の部分にかぶせるなどして十分保護養生する。

(3) 枝葉の繁茂している樹木は、植え直し前に養生のための剪定を行う。

2.20 間引き、移植及び補植

1 適用樹木

(1) 間引き及び移植

経年により過密化した既存林、植込み内の樹木又は他の施設の新増設、修繕等に伴い移植する樹木

(2) 補植

枯木の取替えに伴う新植樹木

2 方法

(1) 材料及び工法は、初期工事の当該仕様に準ずる。

3節 地被管理工事

3.1 適用範囲

この節は、ノシバ・コウライシバ・改良バーミューダグラス・西洋芝類・リュウノヒゲ・ささ類・草花・花壇・野草等の管理工事に適用する。

3.2 適用する地被の分類

この節を適用する造園地被の分類は、3.1表による。

一般	芝	日本芝 ギョウギ芝	ノシバ、コウライシバ等 改良バーミューダグラス等
	西洋芝	フェクス類、ペントグラス類 ライグラス類、ブルーグラス類等	
地被	リュウノヒゲ	リュウノヒゲ(ジャノヒゲ) ノシラン等	
	ササ類	オカメザサ、クマザサ、コグマザサ等	
	その他	ホワイトクローバー、ディコンドラ フッキソウ等	
特殊	草花	ダリヤ、パンジー、ヒナゲシ ペチュニア等	
地被	野草・雑草	ブタクサ、タンポポ、オヒシバ、イヌビエ ヤブカラシ	

(注) つる性植物は樹木管理に含める。

3.3 刈込み

1 適用地被

芝類、ささ類、つる性植物、雑草等

2 方法

(1) 徒長した茎葉を近辺の樹木、草花、構造物等を損傷しないよう注意しつつ一定の高さに刈込む。

(2) 刈込み高さは、特記による。

(3) 原則として、リール式モア等による機械刈りとする。

(4) 機械刈りに際しては、リール式モア等の排出口を建物や人の方向に向けないようにし、工事中の安全に注意する。

(5) 樹木の根際、さく等構造物周り等で機械刈りの適当でない所又は不能な所及びササ類、つる性植物等で機械刈りが適当でないものについては、手刈りとする。

(6) 縁切り

イ 当該地被が、構造物等に接する境界部分

は、縁切りを行う。

ロ 当該地被が、他の地被、低木等に接する部分については、芝等のほふく茎又は地下茎が侵害しないよう、他の地被等の10~50cm内外手前で、当該地被の縁切りを行う。

ハ 樹冠下部及び低木等の植込み内に浸入した芝等は、取り除く。

3.4 除草

1 適用地被

地被全般

2 方法

(1) 人力除草

イ 雑草の根を残さぬよう根ごと取り除く。

ロ 低木・花壇内等の除草に際しては、低木、草花等に損傷を与えぬよう注意する。

(2) 薬剤除草

イ 実施に先立ち、対象となる地被及び雑草の種類・生育段階・除草剤に対する性質等並びに使用する除草剤、その使用方法等について監督員と十分協議する。

ロ ここでいう地被又は雑草の種類とは分類学上の種をいい、生育段階とは、休眠期、発芽期、幼葉期、盛期の各段階をいう。

ハ その他の使用方法等については2.16の2(2)に準ずる。

3.5 施肥

1 適用地被

地被全般

2 方法

(1) 所定量の肥料をまきむらのないよう散布する。

(2) 固形肥料を施す場合は、降雨直後等で葉面のぬれているときは行わない。

(3) 使用する肥料及び施肥量は、特記による。

3.6 病虫害防除

1 適用地被

地被全般

2 方法

2.16の2(2)に準ずる。

3.7 目土かけ

1 適用地被

芝類

2 方法

(1) 所定量を均一に敷きならし、地表面を平たんに仕上げる。

(2) 目土材料は、初期工事の当該仕様に準ずる。

(3) 目土量は、特記による。

### 3. 8 エアレーション

#### 1 適用地被

芝類

#### 2 方法

##### (1) 人力による場合

農業用フォーク等で表土に穴をあける。

穴の深さ及び間隔は、15cm内外とし、芝生全面にむらのないように行う。

##### (2) 機械による場合

イ 石等を取り除いた後、専用機械（エアレーター）によりカッティングを行う。

ロ 切り取った土壌は、均一に敷きならす。

### 3. 9 灌 水

#### 1 適用地被

地被全般

#### 2 方法

(1) 所定灌水量を全面に行き渡るよう均一に散水する。

(2) 灌水時刻は、夏季は、日中を避け、朝又は夕方に行う。冬季は、日中に行う。

(3) 灌水量は、特記による。

(4) 灌水は天候などを考慮し、監督員と協議の上実施する。

### 3. 10 花壇管理

#### 1 適用地被

草花及び野草

#### 2 方法

##### (1) 床作り、材料及び植え付け

仕様は初期工事の当該仕様に準ずる。

##### (2) 管 理

イ 植替えは、花の終わった草花及び枯れた草花を取り除き、新しい草花に植替える。

植替え材料及び工法は、初期工事の当該仕様に準ずる

ロ 同時に花壇内の除草及び清掃を行う。除草方法は、3. 4の2(1)又は(2)に準ずる。

### 3. 11 補 植

#### 1 適用地被

枯れた地被の植替え及び団地環境整備等に伴う新植地被

#### 2 方法

材料及び仕様は、初期工事の当該仕様に準ずる。

県貸付物品一覧

資料 B

	備品番号	物品分類	品名	銘柄・規格等	取得日	取得価格 (円)
1	35700660	1003014	金庫	ウチダ542-0115	19820709	105,000
2	35700676	4001099	バーベル練習演技台	GE-52	19820724	123,000
3	36000402	5001099	除雪機	ホンダスノーラHS55S	19860315	220,000
4	36100404	5001099	除雪機	ホンダスノーラーHS80S1	19870305	270,000
5	40100545	5001099	除雪機	ホンダニュースノーラーHS870S	19900226	306,940
6	40401148	4001003	チェスト&ショルダーマシン	-	19921001	295,000
7	40501791	5001001	小型除雪車H05-1806	車体番号FSR1200D00266機関番号KF-D20330	19931028	2,163,000
8	40802007	1002004	応接ソファー	コクヨCE553L	19970209	201,880
9	41102826	4001003	アームカールマシン	-	20000211	787,500
10	41102827	4001003	フロスマシン	-	20000212	577,500
11	41202083	4001005	カヌーラック	K-4用レーシングカヌーラック片側5段	20010328	315,000
12	41202084	4001005	カヌーラック	K-4用レーシングカヌーラック片側5段	20010328	315,000
13	41202085	4001005	カヌーラック	K-2C-2兼用スラロームカヌーラック片側6段	20010328	183,750
14	41202086	4001005	カヌーラック	K-2C-2兼用スラロームカヌーラック片側6段	20010328	183,750
15	41202087	4001005	カヌーラック	K-1C-1兼用レーシングカヌーラック片側6段	20010328	173,250
16	41202088	4001005	カヌーラック	K-1C-1兼用レーシングカヌーラック片側6段	20010328	173,250
17	41202089	4001005	カヌーラック	K-1C-1兼用レーシングカヌーラック片側6段	20010328	173,250
18	41202090	4001005	カヌーラック	K-1C-1兼用レーシングカヌーラック片側6段	20010328	173,250
19	41202091	4001005	カヌーラック	K-1C-1兼用レーシングカヌーラック片側6段	20010328	173,250
20	41202092	4001005	カヌーラック	K-1C-1兼用レーシングカヌーラック片側6段	20010328	173,250
21	41202093	4001005	カヌーラック	K-1C-1兼用レーシングカヌーラック片側6段	20010328	173,250
22	41202094	4001005	カヌーラック	K-1C-1兼用レーシングカヌーラック片側6段	20010328	173,250
23	41202095	4001005	カヌーラック	K-1C-1兼用レーシングカヌーラック片側6段	20010328	173,250
24	41202096	4001005	カヌーラック	K-1C-1兼用レーシングカヌーラック片側6段	20010328	173,250
25	41400926	4001003	インクラインプレスマシーン	158/81/140	20020331	349,650
26	41400927	4001003	ベンチプレス	SBP-100.1	20020331	689,850
27	41400932	4001003	バーベルセット	BODYSOLID	20020331	462,000
28	41500379	4001003	アダクション	BM2700	20030331	748,650
29	41500380	4001003	ロープーリー	BM0820	20030331	498,750
30	41500381	4001003	ハイプーリー	BM0720	20030331	584,850

	備品番号	物品分類	品名	銘柄・規格等	取得日	取得価格 (円)
31	41603453	5001009	軽四輪乗用自動車	スズキアルトE CBA-HA24S-ABEL エアバック、エアコン、ラジアルタイヤ、カーラジオ、ゴム製マット、サイドバイザー、シートカバー、スノータイヤ、タイヤ	20050126	852,309
32	41703606	4001003	フライ	BM0301	20050331	782,250
33	42101582	4001003	レッグカール	セノー BN0700 仕様書のとおり	20091120	753,900
34	42200706	1001099	ポータブルステージ	ライオン No484A	20100817	153,090
35	42203085	1003009	更衣室（3列2段）木製ロッカー	仕様書のとおり	20110318	136,500
36	42203086	1003009	更衣室（3列2段）木製ロッカー	仕様書のとおり	20110318	136,500
37	42203087	1003009	更衣室（3列2段）木製ロッカー	仕様書のとおり	20110318	136,500
38	42203088	1003009	更衣室（3列2段）木製ロッカー	仕様書のとおり	20110318	136,500
39	42203089	1003009	更衣室（3列2段）木製ロッカー	仕様書のとおり	20110318	136,500
40	42203090	1003009	更衣室（3列2段）木製ロッカー	仕様書のとおり	20110318	136,500
41	42300699	4001003	スミスマシン	サイベックス16120 W2130×L1370 ×H2130m	20110829	874,650
42	42300839	4001003	スーパーインプレスベンチ	ミズノ オリンピックベンチ 30FR13002	20110922	193,200
43	42300840	4001003	スーパーインプレスベンチ	ミズノ オリンピックベンチ 30FR13002	20110922	193,200
44	42300841	4001003	バーベルシャフト（長尺・短尺）	ミズノ オリンピックバーベルシャフト 長尺4本 （30BB51）	20110922	289,485
45	42400893	4001002	屋内用バレーボール支柱（防護カバー込み）	小川長春館 BV331（防護カバー 小川長春館 BV370）	20120919	318,150
46	42400894	4001002	屋内用バレーボール支柱（防護カバー込み）	小川長春館 BV331（防護カバー 小川長春館 BV370）	20120919	318,150
47	42404483	4001099	スケートボードセクション	都村製作所製クォーターランプ、バンク、ボックス 他（計8基）	20130318	15,750,000
48	42503283	1005002	遮光カーテン	仕様書のとおり	20140317	664,860
49	42701547	4001003	チェストプレス	セノー ファナシス BB4022	20160127	808,920
50	42801240	4001003	レッグプレス&カーフレイズ	セノー株式会社 BB4622	20170118	912,600
51	42801241	4001003	アブドミナル&バック	セノー株式会社 BB6222	20170118	1,019,520
52	50001084	4001002	卓球台	TSP ヨーロSC（内折式）、（付属品）卓球 ネット TSP ネットCタイプ、サポート TSP リバーサポートAタイプ	20171227	160,920
53	50001085	4001002	卓球台	TSP ヨーロSC（内折式）、（付属品）卓球 ネット TSP ネットCタイプ、サポート TSP リバーサポートAタイプ	20171227	160,920
54	50001086	4001002	卓球台	TSP ヨーロSC（内折式）、（付属品）卓球 ネット TSP ネットCタイプ、サポート TSP リバーサポートAタイプ	20171227	160,920
55	50001087	4001002	卓球台	TSP ヨーロSC（内折式）、（付属品）卓球 ネット TSP ネットCタイプ、サポート TSP リバーサポートAタイプ	20171227	160,920
56	50001088	4001002	卓球台	TSP ヨーロSC（内折式）、（付属品）卓球 ネット TSP ネットCタイプ、サポート TSP リバーサポートAタイプ	20171227	160,920

	備品番号	物品分類	品名	銘柄・規格等	取得日	取得価格 (円)
57	50001089	4001002	卓球台	TSP ヨーロSC (内折式)、(付属品)卓球 ネット TSP ネットCタイプ、サポート TS P リバーサポートAタイプ	20171227	160,920
58	50001090	4001002	卓球台	TSP ヨーロSC (内折式)、(付属品)卓球 ネット TSP ネットCタイプ、サポート TS P リバーサポートAタイプ	20171227	160,920
59	50001091	4001002	卓球台	TSP ヨーロSC (内折式)、(付属品)卓球 ネット TSP ネットCタイプ、サポート TS P リバーサポートAタイプ	20171227	160,920
60	50001092	4001002	卓球台	TSP ヨーロSC (内折式)、(付属品)卓球 ネット TSP ネットCタイプ、サポート TS P リバーサポートAタイプ	20171227	160,920
61	50004026	3002099	AED (自動体外式除細動器)	株式会社CU CU-SP1 (付属品) キャリング ケース SP1-OA01	20190628	162,000
62	50004027	3002099	AED (自動体外式除細動器)	株式会社CU CU-SP1 (付属品) キャリング ケース SP1-OA02	20190628	162,000
63	50004640	4001002	バスケットボールゴール一式	セノーDA0843 (ショットクロック付)、セ ノーDA080001 (セッティングゲージ)	20190918	8,926,200
64	50006013	3002099	AED (自動体外式除細動器)	株式会社フィリップス・ジャパン ハートスタート HS1+ (付属品) バッテリー1個、電極パッド成 人・小児 (M5072A) 各1組、キャリングケ ース1個	20200618	143,000
65	50006665	4001002	バスケットゴール	セノー株式会社 セノーバラレルゴール (品番：D A084302) 1台、セノー株式会社 セノー セッティングゲージ (品番：DA080001) 1台	20201117	8,888,000
66	50007578	2003099	気化式冷風機	静岡製機株式会社 気化式冷風機 RKF506	20210513	176,000
67	50007579	2003099	気化式冷風機	静岡製機株式会社 気化式冷風機 RKF506	20210513	176,000
68	50007580	2003099	気化式冷風機	静岡製機株式会社 気化式冷風機 RKF506	20210513	176,000
69	50007581	2003099	気化式冷風機	静岡製機株式会社 気化式冷風機 RKF506	20210513	176,000
70	50007834	4001003	ロータリートーン&ツイスト	セノー BB5052	20210921	1,018,050
71	42402039	4001002	フットサルゴール	ルイ高 RT-F010947	20121122	260,400
72	42402040	4001002	フットサルゴール	ルイ高 RT-F010947	20121122	260,400
73	50009715	4001003	トレッドミル	セノー株式会社 ラポードLXE1200 (品番： BG256000)	20221220	1,053,800
74	50009716	4001003	トータルヒップ	セノー株式会社 トータルヒップ (品番： BB515200)	20221220	1,023,000
75	50009717	4001003	レッグプレス	セノー株式会社 45° レッグプレスマシン (品番： BM531000)	20221220	1,084,600



保管消耗品一覧

	備品番号	物品分類	品名	銘柄・規格等	取得日	取得価格 (円)
1	35300304	1002001	回転椅子	肘無しビニールレザー張	19790320	33,600
2	35300305	1003004	書庫	引違いスチール3×3	19790331	24,750
3	35300306	1003004	書庫	引違いスチール3×3	19790331	24,750
4	42301721	4001002	硬式テニスネット (角ポスト用)	鐘屋産業 (株) K-1209NN	20120120	30,030
5	42301722	4001002	硬式テニスネット (角ポスト用)	鐘屋産業 (株) K-1209NN	20120120	30,030
6	42301723	4001002	硬式テニスネット (角ポスト用)	鐘屋産業 (株) K-1209NN	20120120	30,030
7	42301724	4001002	硬式テニスネット (角ポスト用)	鐘屋産業 (株) K-1209NN	20120120	30,030
8	42301725	4001002	硬式テニスネット (角ポスト用)	鐘屋産業 (株) K-1209NN	20120120	30,030
9	42301726	4001002	硬式テニスネット (角ポスト用)	鐘屋産業 (株) K-1209NN	20120120	30,030
10	42301727	4001002	硬式テニスネット (角ポスト用)	鐘屋産業 (株) K-1209NN	20120120	30,030
11	42301728	4001002	硬式テニスネット (角ポスト用)	鐘屋産業 (株) K-1209NN	20120120	30,030
12	35700664	1003099	プラントボックス	ウチダ357-6018	19820721	30,500
13	35700665	1003099	プラントボックス	ウチダ357-6018	19820721	30,500
14	35700666	1003099	プラントボックス	ウチダ357-6018	19820721	30,500
15	35700659	1003008	更衣ロッカー	オカムラ4574BZ-Z01	19820630	31,000
16	41202078	2006007	脚立	コクヨSP-13	20000517	31,500
17	35700628	2006001	黒板 (移動式)	ウチダ436-1237	19820709	32,000
18	42100005	1002006	県産木製ベンチ	バウム	20090325	32,760
19	42100006	1002006	県産木製ベンチ	バウム	20090325	32,760
20	35700661	1003099	ブランドボックス	ウチダ357-6018	19820716	35,000
21	35700662	1003099	ブランドボックス	ウチダ357-6018	19820716	35,000
22	35700663	1003099	ブランドボックス	ウチダ357-6018	19820716	35,000
23	35300307	1003011	食器戸棚	W900×D350H1800 上部ガラス窓	19790220	39,800
24	35700643	1003011	食器戸棚	-	19820731	39,800
25	35700671	4001099	支柱整頓棚	小川B-66	19820709	40,000
26	35700672	4001099	支柱整頓棚	小川B-66	19820709	40,000
27	41202076	1003004	引き違い保管庫 (W1760)	コクヨS-645GF1	20000517	41,475
28	41202077	1003004	引き違い保管庫 (W1760)	コクヨS-645GF1	20000517	41,475
29	42200684	4001099	スポーツカウンター	セイコー KT-101A	20100809	48,930
30	42200685	4001099	スポーツカウンター	セイコー KT-101A	20100809	48,930
31	42200686	4001099	スポーツカウンター	セイコー KT-101A	20100809	48,930
32	42200687	4001099	スポーツカウンター	セイコー KT-101A	20100809	48,930

	備品番号	物品分類	品名	銘柄・規格等	取得日	取得価格 (円)
33	35700627	2006004	傘立て	ミズシマ 510166×58×82・80人	19820709	75,000
34	35700642	1002004	応接椅子	プラスP型長椅子1小椅子2	19820724	74,800
35	35700667	4001003	バーベル	バーGG-5プレートGG-103106109 110112	19820724	60,000
36	35700673	4001099	ハンドボールゴール	DE-15	19820724	62,000
37	41202075	1002099	ソファークッション	ココヨCE-823S	20000517	74,970
38	41202079	1003009	ビジネスキッチン(食器棚)	ココヨBK-W120FI	20000517	59,535
39	41202080	3008001	ワイドテレビ	32C-FB10	20000517	83,790
40	41202082	3011005	掃除機	JV-10N	20000517	51,975
41	42200688	4001099	24秒/30秒計	モンテル BBSCX	20100809	64,890
42	42200689	4001099	24秒/30秒計	モンテル BBSCX	20100809	64,890
43	42301953	4001002	テニス審判台(屋外用)	三和体育製版 S-2002	20120222	52,290
44	42301954	4001002	テニス審判台(屋外用)	三和体育製版 S-2002	20120222	52,290
45	42301955	4001002	テニス審判台(屋外用)	三和体育製版 S-2002	20120222	52,290
46	42301956	4001002	テニス審判台(屋外用)	三和体育製版 S-2002	20120222	52,290
47	42301957	4001002	テニス審判台(屋外用)	三和体育製版 S-2002	20120222	52,290
48	42301958	4001002	テニス審判台(屋外用)	三和体育製版 S-2002	20120222	52,290
49	42301959	4001002	テニス審判台(屋外用)	三和体育製版 S-2002	20120222	52,290
50	42301960	4001002	テニス審判台(屋外用)	三和体育製版 S-2002	20120222	52,290
51	—	4001003	屋外用ベンチ	トーエライト株式会社 スポーツアルミベンチ SS180A G-1862	20220307	26,345
52	—	4001003	屋外用ベンチ	トーエライト株式会社 スポーツアルミベンチ SS180A G-1862	20220307	26,345
53	—	4001003	屋外用ベンチ	トーエライト株式会社 スポーツアルミベンチ SS180A G-1862	20220307	26,345
54	—	4001003	屋外用ベンチ	トーエライト株式会社 スポーツアルミベンチ SS180A G-1862	20220307	26,345
55	—	4001003	屋外用ベンチ	トーエライト株式会社 スポーツアルミベンチ SS180A G-1862	20220307	26,345
56	—	4001003	屋外用ベンチ	トーエライト株式会社 スポーツアルミベンチ SS180A G-1862	20220307	26,345
57	—	4001003	屋外用ベンチ	トーエライト株式会社 スポーツアルミベンチ SS180A G-1862	20220307	26,345
58	—	4001003	屋外用ベンチ	トーエライト株式会社 スポーツアルミベンチ SS180A G-1862	20220307	26,345
59	—	4001003	屋外用ベンチ	トーエライト株式会社 スポーツアルミベンチ SS180A G-1862	20220307	26,345
60	—	4001003	屋外用ベンチ	トーエライト株式会社 スポーツアルミベンチ SS180A G-1862	20220307	26,345
61	—	4001003	屋外用ベンチ	トーエライト株式会社 スポーツアルミベンチ SS180A G-1862	20220307	26,345
62	—	4001003	屋外用ベンチ	トーエライト株式会社 スポーツアルミベンチ SS180A G-1862	20220307	26,345
63	—	4001003	屋外用ベンチ	トーエライト株式会社 スポーツアルミベンチ SS180A G-1862	20220307	26,345
64	—	4001003	屋外用ベンチ	トーエライト株式会社 スポーツアルミベンチ SS180A G-1862	20220307	26,345
65	—	4001003	屋外用ベンチ	トーエライト株式会社 スポーツアルミベンチ SS180A G-1862	20220307	26,345
66	—	4001003	屋外用ベンチ	トーエライト株式会社 スポーツアルミベンチ SS180A G-1862	20220307	26,345

## 自動販売機設置一覧

地区	設置場所	委託業者	機種	販売品種	契約期間	
藤津地区	あやめ池スポーツセンター	コカ・コーラ ボトラーズジャパン(株)	K2ARU42F7NB1P3	清涼飲料水	2023年4月1日～2024年3月31日	
		(株)戸信	N366GP2B	清涼飲料水	2023年4月1日～2024年3月31日	
		(株)戸信	NS-2P36CSHP	清涼飲料水	2023年4月1日～2024年3月31日	
		(株)戸信	SVM-F158RS	フード	2023年4月1日～2024年3月31日	
		アシード(株)	F-SQ4P3036-HPE	清涼飲料水	2023年4月1日～2024年3月31日	
		えびす本郷	ST14GPB	アイスクリーム	2023年4月1日～2024年3月31日	
	あやめ池公園駐車場	コカ・コーラ ボトラーズジャパン(株)	N4CRU42B7NBSC4	清涼飲料水	2023年4月1日～2024年3月31日	
		(株)戸信	NS-C2PF36BSHP	清涼飲料水	2023年4月1日～2024年3月31日	
		あやめ池公園	(株)戸信	N306RP2HCLE-H	清涼飲料水	2023年4月1日～2024年3月31日
		カヌーセンター	(株)戸信	NS-2P36CSHP	清涼飲料水	2023年4月1日～2024年3月31日
南谷地区	テニスハウス	コカ・コーラ ボトラーズジャパン(株)	FU3PR30C6FSC	清涼飲料水	2023年4月1日～2024年3月31日	
		(株)戸信	HS-C2PF30WSP	清涼飲料水	2023年4月1日～2024年3月31日	
	キリン公園	ネオス(株)	NS-LWP8530V	清涼飲料水	2023年4月1日～2024年3月31日	
		荒井菓子(株)	DW30S5PGHL	清涼飲料水	2023年4月1日～2024年3月31日	
	夢広場	コカ・コーラ ボトラーズジャパン(株)	DU2YR36C6FSC	清涼飲料水	2023年4月1日～2024年3月31日	
		(株)戸信	NS-C2PF30WSP	清涼飲料水	2023年4月1日～2024年3月31日	
		(株)戸信	BK0636USG	清涼飲料水	2023年4月1日～2024年3月31日	
	スケートパーク	コカ・コーラ ボトラーズジャパン(株)	F1ARU36W6PBSP3	清涼飲料水	2023年4月1日～2024年3月31日	
浅津地区	旧管理センター前	コカ・コーラ ボトラーズジャパン(株)	F4CRP30C6HBSC3	清涼飲料水	2023年4月1日～2024年3月31日	
	催物広場前駐車場	ネオス(株)	N366KP2BHC-HP	清涼飲料水	2023年4月1日～2024年3月31日	
	さるすべり園駐車場	コカ・コーラボトラーズジャパン(株)	F6CRK42G7NGSC4	清涼飲料水	2023年4月1日～2024年3月31日	
	ドッグラン場	(株)戸信	F366TP2YFLEHBDP	清涼飲料水	2022年4月1日～2024年3月31日	

# 遊具等施設の安全点検業務仕様書

資料 D

鳥取県立都市公園内に設置されている、主として子どもが利用することを目的とした遊戯施設（ぶらんこ等の遊具や砂場等の遊び場）のほか、主として大人や高齢者が利用することを目的とした健康器具系施設のうち子どもが利用する可能性がある施設も加えたこれらの公園施設（以下、「遊具等施設」という）については、事故を予防し安全に利用できるよう、法令に従い管理する必要がある。

都市公園法 平成30年4月1日施行、平成29年5月12日公布（平成29年法律第26号）改正  
（都市公園の管理基準）  
第三条の二 都市公園の管理は、政令で定める都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準（都市公園の修繕を効率的に行うための点検に関する基準を含む。）に適合するように行うものとする。

都市公園法施行令 平成30年4月1日施行、平成30年3月22日公布（平成30年政令第54号）改正  
（都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準）  
第十条 法第三条の二第一項の政令で定める都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準は、次のとおりとする。  
一 都市公園の構造、利用状況又は維持若しくは修繕の状況、都市公園の存する地域の地形、地質又は気象の状況その他の状況（次号において「都市公園構造等」という。）を勘案して、適切な時期に、都市公園の巡視を行い、及び清掃、除草その他の都市公園の機能を維持するために必要な措置を講ずること。  
二 都市公園の点検は、都市公園構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行うこと。  
三 前号の点検その他の方法により都市公園の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、都市公園の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。  
2 前項に規定するもののほか、都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準は、国土交通省令で定める。

都市公園法施行規則 平成30年4月1日施行、平成29年8月2日公布（平成29年国土交通省令第49号）改正  
（都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準）  
第三条の二 令第十条第二項の国土交通省令で定める都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準は、次のとおりとする。  
一 遊戯施設その他の公園施設のうち、損傷、腐食その他の劣化その他の異状が生じた場合に当該公園施設の利用者の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの（次号において「遊戯施設等」という。）の点検は、一年に一回の頻度で行うことを基本とすること。  
二 前号の点検の結果及び遊戯施設等について令第十条第一項第三号の措置を講じたときはその内容を記録し、当該遊戯施設等が利用されている期間中は、これを保存すること。

このため指定管理者は、本仕様書のほか、以下の指針及び規準に基づき、目視等による日常点検及び専門技術を持つ有資格者による定期点検を行い、遊具等施設の現状把握と安全管理の徹底を図ること。

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」（平成26年6月、国土交通省）

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（別編：子どもが利用する可能性のある健康器具系施設）」（平成26年6月、国土交通省）

「遊具の安全に関する規準 JPPA-SP-S：2014」（平成26年7月7日改正、一般社団法人日本公園施設業協会）

なお、上記の指針及び規準等が改正された場合は、最新版に基づくこととする。また、本仕様書に定めのない事項については、施設管理者と点検技術者との間で協議して定めることとする。

## 1 遊具等施設の安全点検の概要

### 1.1 安全点検の対象

遊具等施設を利用する目的で、利用者が触れたり行き来したりする通常の行動において、安全に利用できるよう管理しなければならない範囲に設置されている全ての公園施設を対象とする。

#### (1) 遊具

ア 主として子どもの遊びに供することを目的として、設置面に固定されている「ぶらんこ」「滑り台」「シーソー」「ジャングルジム」「ラダー」などの施設。

イ 接続された複数の[遊び要素]の部分と[遊び要素]間を接続する[通行要素]の部分（踊り場や通路、階段、はしご、スロープなど）からなる「複合遊具」。[通行要素]に代わって登坂運動系、懸垂運動系、平衡運動系、滑降系などの[遊び要素]で各要素間を直接連結するものも含む。

ウ 運動能力やバランス能力が要求され、チャレンジ性の高い遊びができる施設。利用する際に足元が不安定であったり、しっかりと掴める箇所がなかったりして、場合によっては体勢を崩し頭部・頸部や肩からの落下が想定される遊具も含む。

エ 保護者による安全確保が必要で常時保護者等とともに利用することを前提として、おおむね1歳から3歳までの乳幼児を対象とする「乳幼児用遊具」。

#### (2) 遊び場

遊具とその周辺の、子どもの遊びに供することを目的とする一体の空間。「砂場」「水遊び場」などの施設や、傾斜面の草滑りのように地形等を利用した遊びを提供している場所も含む。

### (3) 健康器具系施設

主として大人や高齢者が利用して、健康や体力の保持増進など健康運動を目的に設置されている施設だが、子どもが遊具のように利用する可能性があるもの。

大人のみが利用できる状況で設置されている健康器具系施設は対象としない。スポーツ競技を目的とした器具や、トレーニングジムなどで用いられる運動負荷の大きい器具、医療用のリハビリを目的とした器具のように、指導者が常駐して利用を指導し見守っている器具も対象としない。

## 1. 2 安全点検の作業内容

- (1) 遊具等施設の配置に係る点検
- (2) 遊具等施設の構造（基準）に係る点検
- (3) 遊具等施設の劣化状況に係る点検
- (4) 遊具等施設の配置箇所及びその周辺の状況に係る点検
- (5) 遊具等施設の利用状況に係る点検
- (6) 遊具等施設の履歴（前回点検結果・措置等）に係る点検

## 2 安全点検の方法

### 2. 1 日常点検

- (1) 指定管理者の職員等により遊具等施設の配置箇所及びその周辺を巡視・巡回し、遊具等施設については、目視、触手、聴音、打音、揺動等を行って、遊具等施設の異常・劣化の有無を調べるとともに、遊具等施設の配置箇所及びその周辺については、遊具等施設の通常の利用時に接触や転落・つまずき等の原因となり得る突起、開口、凹凸等の有無を調べて、遊具等施設やその周辺の変状等による危険（物的ハザード）がないか日常的に点検を行うこと。
- (2) 巡視・巡回は毎日行い、利用頻度等を考慮の上で場合によっては一日あたり複数回にわたって、必要な回数にわたる巡視・巡回により、公園利用者の不適切な行動など危険な利用状況（人的ハザード）はないか、遊具等施設の利用に関して不具合や不便な状況（過度な利用集中、トイレ等他の施設への導線の混乱等）はないか、季節や天候等によって生じる好ましくない状況（溢水や滞水、閉塞、視距不良等）はないか、等の点検を併せて行うものとする。
- (3) 日常点検の結果、利用者への声掛け等の注意喚起や使用中止も含めた応急措置、緊急修繕・補修の必要があれば速やかに行うこと。
- (4) 実施方法は指定管理者が予め点検計画を策定し、日常点検結果及び実施した措置状況について記録を保存するものとする。また、点検技術や遊具等施設に関する専門技術を習得するための講習を受けるなどして、日常点検に必要な知識及び経験を有する者が日常点検に従事すること。

### 2. 2 定期点検

- (1) 定期点検の実施頻度は、年1回以上とする。
- (2) 点検の結果、施設の使用中止等の応急的措置や、修繕（調整、補修、交換、補強、再塗装）のほか、本格的措置（改良、移設、更新、または撤去）、精密点検の必要があると判断されれば、速やかに適切な対応を講じることについて、現場の状況に即して点検者としての所見を施設管理者へ遅滞なく報告すること。
- (3) 定期点検は、定期点検表（「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S：2014」（平成26年7月7日改正、一般社団法人日本公園施設業協会）に従うこと。）等を用いて、次の方法により行う。

#### ア 目視・触手による診断

遊具等施設の外観・形状を直接目で見たり、施設を素手で触れたりして劣化・傷・その他の変状等を把握する。写真記録との比較を含む。

#### イ 聴音・打音による診断

遊具等施設の可動部を動かして発生する音やガタツキの状態の有無を確認したり、点検用ハンマー等で叩いた音を聞き比べたりして、異音の有無を確認し、亀裂、ボルトの緩みや目視や触診ではわからないよう

な微妙な変状を察知する。

ウ 揺動診断

遊具本体を揺り動かし、使用に対応できるか診断する。複合系遊具の場合は各要素単体を区分して取扱い、揺動は単体ごとに行う。

エ 計測器等による計測

遊具等施設について、専用点検器具（JPFA 点検器具）、メジャーやノギス、傾斜計、膜厚計（残存塗装厚確認）等の計測器等を用いて、形状寸法等が安全規準に適合しているか、設置当時や前回点検時の状況と比較して変形や変状、著しい劣化の進行が生じていないか、劣化や損傷は数値的にはどの程度（大きさ、長さ、太さ、深さ、範囲、面積、等）でそれは修繕等措置が可能かどうかを確認する。

(4) 点検作業従事者

（一社）日本公園施設業協会が認定する「公園施設製品安全管理士」、「公園施設製品整備技士」、「公園施設点検管理士」又は「公園施設点検技士」とする。

点検結果に基づく判定は他の「公園施設製品安全管理士」又は「公園施設点検管理士」が担当すること。点検業務の担当との職務を兼ねることはできない。

(5) 判定基準

点検の結果を記入した点検表や写真等のほか、日常点検結果や実際の遊具等施設の公園利用者による利用状況を目視観察した結果をもとに、（一社）日本公園施設業協会が認定する「公園施設製品安全管理士」又は「公園施設点検管理士」が、以下の総合判定を行う。またその判定基準については、事前に施設管理者へ説明しておくこと。

〔使用継続の可否における判定〕

機能に関する総合判定結果に基づき、使用継続の可否を判定する。

判定	判定内容
可	次回点検まで使用を継続しても問題ない。  →使用には問題はないが、将来的に使用継続するために必要な内容で、早めに実施すれば有利（費用、劣化防止）な応急修繕等があれば、「要修繕（応急修繕必要）」と判定する。
不可	対応する措置なく使用を継続することは適切ではない。  →重大な事故につながるおそれがある場合には、直ちに遊具の一部又は全体の使用中止の措置を行い、使用再開までの期間は使用禁止とする。 これを応急修繕等で解消可能であれば、「要修繕（応急修繕必要）」と判定する。一方で、規模や内容により修繕では解消できず、改良、移設、更新又は撤去の本格的措置を必要とする場合は、「要本格」と判定する。

〔機能に関する総合判定基準〕

「劣化診断」による劣化判定と「規準診断」によるハザードレベルの組み合わせで総合的な機能判定を行う。

判定	判定内容
A	健全であり、修繕の必要がない（使用可）。
B	部分的に異常があり、部分修繕が必要（継続使用しつつ、部分修繕を行う必要あり）。
C	重要な箇所部分的に異常があり、部分修繕が必要（使用を禁止し、部分修繕が必要。場合によっては使用可）。
D	主要部材等に異常があり、大規模な修繕または廃棄し更新が必要（使用を禁止し、修繕や撤去が必要）。

[劣化診断による劣化の判定基準]

遊具等施設を構成する部材等の摩耗状況や変形、並びに経年劣化などについて確認する。

判定	判定内容
a	健全に使用できる状態
b	劣化しているが使用可
c	劣化していて使用不可（使用を禁止し、部分修繕が必要）
d	主要部材が劣化していて使用不可（使用禁止し修繕や撤去が必要）

[規準診断によるハザードレベルの判定基準]

遊具等施設の形状や安全領域などの安全規準項目について確認する。

判定	判定内容
0	傷害をもたらす物的ハザードがない状態。
1	軽度の傷害をもたらさうるハザードがある状態。
2	重大であるが恒久的ではない傷害をもたらさうるハザードがある状態。
3	生命に関わる危険があるか、重度の傷害あるいは恒久的な傷害をもたらさうるハザードがある状態。

[塗装に関する総合判定基準]

遊具等施設の塗装（防錆や防蝕、防水機能のための塗布工法等により付与される機能を含む）について、構造部材の劣化の進行を予防し、遊具等施設の長寿命化を図るとともに、利用者に対して気持ちよく利用していただけるよう美観維持のために、再塗装の必要性を確認する。

判定	判定内容
A	再塗装の必要がない。
B	部分塗装が必要である。
C	全体的に塗装が必要である。

(6) 点検結果の報告書類

点検結果の報告は、定期点検業務報告書に取り纏めて報告すること。報告書は以下のア～オを用いて、点検後に実施すべき必要な措置が分かりやすく作成するものとする。

ア 都市公園における遊具の安全点検結果一覧表

イ 点検結果図（遊具位置図）

ウ 点検結果図（遊具詳細図）

エ 施設点検詳細報告書（別添 JPFA 様式）

定期点検総括表、定期点検表（「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014」（平成26年7月7日改正、一般社団法人日本公園施設業協会）に従うこと。）のほか、必要な点検内容についての図表（金属部材の残存肉厚、塗装膜厚、等の測定結果（前回との比較を明示）、等）を適宜追加すること。

オ 写真（点検状況・点検箇所・不良箇所）

状況写真は対象となる遊具等施設ごとに、作業時の周辺状況や点検作業従事者が写真で確認できるよう撮影すること。

点検箇所や不良箇所については、箇所詳細の性状が写真で確認できるよう撮影し、撮影された箇所を後日容易に特定できるように、その箇所を含む遠景・近景と組み合わせるなど留意すること。

点検内容に応じて必要な計測器等を用いた場合は、その測定結果の数値等が写真で読み取れるよう撮影し、計測位置や範囲が特定できるように留意すること（オフセット、マーキング、等）。

2. 3 精密点検

(1) 精密点検は、施設管理者から委託された専門の技術者が分解作業や計測機器を使用して行う詳細な点検であり、対象となる遊具等施設ごとに行う。

- (2) 日常点検や定期点検時に報告された内容に基づき、必要に応じて速やかに実施すること。特に重要な部品については、定期点検の付帯検査として各種精密点検が必要となる場合も想定されるので、定期点検を実施する際には、点検技術者と十分に事前調整すること。
- (3) 特殊な部品等で、精密点検等が難しい場合は、点検技術者を通じて当該製品（部品）の製造者へ必要な技術情報（部品調達可能期間及び製造中止予定時期、代替部品、等）を確認し、適切に対応すること。
- (4) 精密点検の内容や規模によっては、県が予算措置を行って専門業者へ委託発注する場合も考えられるため、指定管理者から県へ協議すること。

### 3 修繕

#### 3. 1 修繕の目的と範囲

- (1) ここでいう修繕は、遊具等施設について劣化・消耗・破損等の機能不全によるハザード及び、国の指針等で示される有害なハザードを、遊具等施設の本来の機能と形状を確保しながら除去し、遊具等施設を安全に、また快適に使用できるようにすることを目的として実施する、定期点検には含まれないが併せて一連で実施すべき作業をいう。
- (2) 修繕の範囲は、日常点検や定期点検時に報告された内容に基づき、速やかに実施することで早期に「機能の部分における総合判定」を改善可能で比較的軽微な内容とする。特に、使用継続を困難とする原因項目のうち応急的対応で改善可能な項目については、優先的に実施すること。
- (3) 修繕には部品調達等に伴う増工の別途費用や追加の作業期間が必要となる場合も想定されるので、定期点検と併せて修繕を実施する際には、事前に点検技術者と十分に調整すること。予め想定される修繕工数を見込んでおき、点検結果に基づき適宜変更契約するなどして、効率的に対応すること。

#### 3. 2 修繕の区分

- (1) 遊具等施設の修繕は、以下の5つに区分して、それぞれ対応することとする。

##### ア 調整

その場で対応可能な措置。遊具等施設の機械的性能を維持するための作業。

例：ロープウェイのケーブル張り調整、ボルトの増締め、開閉部のすり合わせ、等  
堆積物除去、可動部の清掃や注油、等

##### イ 補修

現状の強度に影響しない措置。遊具等施設の部材表面の不具合を改善する作業。

例：木製品のひび割れのコーキング詰め、ささくれの除去、防腐剤の塗布、等  
樹脂製部材の傷や割れの穴埋め、パテ盛り、等  
金属製品における規準不適合部分の是正処置（隙間対策等）としての金属溶接、等  
塗装の簡易な修復のために行うタッチアップ塗装、等

##### ウ 交換

遊具等施設の部品・部材を新しいものに交換する作業（分割可能な一部、主に磨耗する部材や損傷しやすい部分を想定）。

例：ぶらんこの吊り金具の取替  
すべり台の滑降部、ぶらんこの支柱や梁、ジャングルジムの横架材の取替、等  
支柱や梁・手すりなどの交換を伴わない、ボルト・金具などの交換、等

##### エ 補強

遊具等施設の部品・部材の腐食又は欠損部分を新しい材料で補う措置。

必要に応じて構造部材も対象に含む。但し、構造部材に対する補強作業は安易に行わず、施設管理者と強度保証の範囲、材料や現場施工の品質管理方法について承諾を受けてから行うこと。

例：パネルや柱等の倒れ防止の補剛材追加、木製部材の添え木や添え板、床材の重ね張り  
金属部材への添設板溶接、基礎部等のコンクリート増しうち、等

##### オ 再塗装

遊具等施設的美観維持と部材の保護をするための塗装作業。防錆や防蝕、防水機能のための塗布工法等により付与される機能を含む。



金属部材等の腐食に至る前に防食機能が低下した時点で実施する、素地調整を伴う塗装や、一般塗装から重防食塗装への変更も含む。

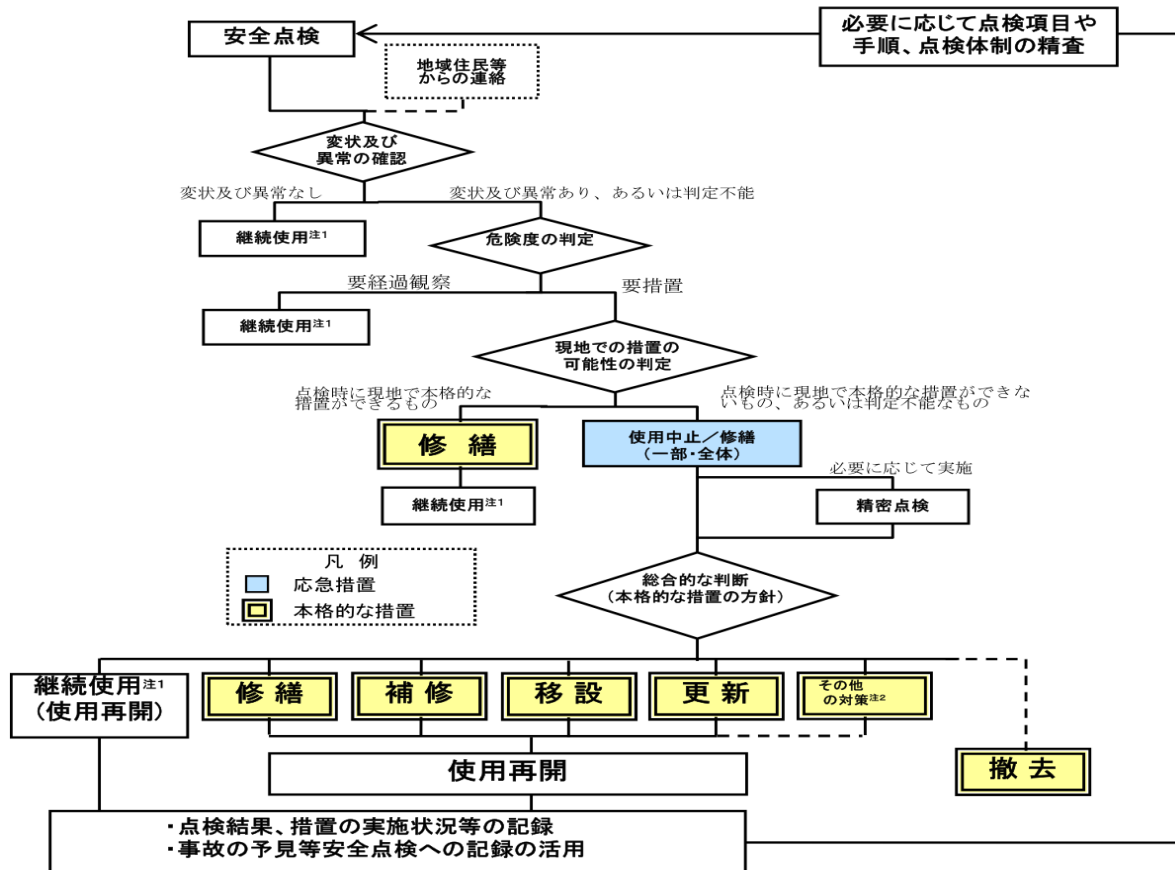
例：金属部材の端部や可動部、手すり等、使用や接触に比例して塗膜が剥がれやすい箇所  
地際の錆びやすい箇所、ボルト・ナット、等。

### 3. 3 修繕の報告

- (1) 遊具等施設の定期点検と併せて実施する修繕の結果については、その修繕が必要となったそれぞれの点検結果と関連付けて、定期点検業務報告書に含めて報告すること。
- (2) 修繕の着手前と施工後と比較可能な形式で取り纏めて、修繕着手前に実施済みの点検結果から得た判定が、修繕後に再度実施した点検では改善されていることが分かるように整理すること。
- (3) 修繕後に実施した点検結果から得られた判定が、当該遊具等施設の最新の判定となる。但し、遊具等施設の同一箇所と同様の修繕内容を繰り返している場合（緩んだボルトの締め直し、等）や、特定部位で類似の損傷がたびたび発生する場合（部材のひび割れ、変形、等）、などは、潜在的な原因があると推定されるので、それらの状況を時系列的に整理して、判定時に確認できるよう配慮すること。
- (4) 点検の結果及び遊具等施設について実施した措置の内容は、当該遊具等施設が利用されている期間中は、これを保存すること。

### 4 公園等施設の安全点検フロー

- (1) 安全点検（日常点検・定期点検）は以下のフロー図に沿って、適切かつ確実に実施すること。



注1：継続使用とした際には、使用再開と同様に点検結果、措置の状況等を記録する。

注2：転落の危険のある池や崖など、危険ではあるがそれ自体の補修、移設、更新等が困難なものについては、立入禁止、危険表示等の安全対策を行う。  
出展：「公園施設の安全点検に係る指針(案)」(平成27年4月) 国土交通省

- (2) 点検結果、措置の実施状況等を記録し、保管するとともに、その記録を事故の予見等安全点検に活用する。また、維持修繕・改修等のため、県担当者と調整して例年の予算要求項目等へ反映すること。

## 遊具一覽

### 藤津地区 (供用開始：昭和54年10月)

	遊具名称	内 訳	数量	備 考
1	動物遊具	リス (FRP製)	1 基	B地区(舎人川右岸側)
2	動物遊具	パンダ (FRP製)	1 基	B地区(舎人川右岸側)
3	動物遊具	キリン (FRP製)	1 基	B地区(舎人川右岸側)
4	動物遊具	カメ (FRP製)	1 基	B地区(舎人川右岸側)
5	動物遊具	ウサギ (FRP製)	1 基	B地区(舎人川右岸側)
6	滑り台	ゾウ滑り台 (FRP製)	1 基	B地区(舎人川右岸側)

### 浅津地区 (供用開始：昭和54年10月)

	遊具名称	内 訳	数量	備 考
1	中型複合遊具	コンビネーション遊具	1 基	児童遊戯広場
2	中型複合遊具	コンビネーション遊具A	1 基	児童遊戯広場
3	中型複合遊具	コンビネーション遊具B	1 基	上浅津
4	ブランコ	二連ブランコ	1 基	上浅津
5	砂場	コンクリート壁	1 面	児童遊戯広場

### 南谷地区 (供用開始：昭和62年4月)

	遊具名称	内 訳	数量	備 考
1	中型複合遊具	コンビネーション遊具	1 基	西地区
2	小型複合遊具	コンビネーション遊具	1 基	西地区
3	動物遊具	ライオン (Co製)	1 基	西地区
4	動物遊具	クマ (Co製)	1 基	西地区
5	動物遊具	サイ (Co製)	1 基	西地区
6	動物遊具	ゾウ (Co製)	1 基	西地区
7	動物遊具	リス (Co製)	1 基	西地区
8	動物遊具	シカ (Co製)	1 基	西地区
9	動物遊具	アヒル (Co製)	1 基	西地区
10	動物遊具	ラクダ (Co製)	1 基	西地区
11	動物遊具	キリン伏せ (Co製)	1 基	西地区
12	動物遊具	シマウマ① (Co製)	1 基	西地区
13	動物遊具	シマウマ② (Co製)	1 基	西地区
14	動物遊具	シマウマ③ (Co製)	1 基	西地区
15	動物遊具	キリン小 (Co製)	1 基	西地区
16	動物遊具	キリン大 (Co製)	1 基	西地区
17	砂場	コンクリート壁	1 面	西地区
18	小型複合遊具	コンビネーション遊具	1 基	西地区

# 遊具一覽

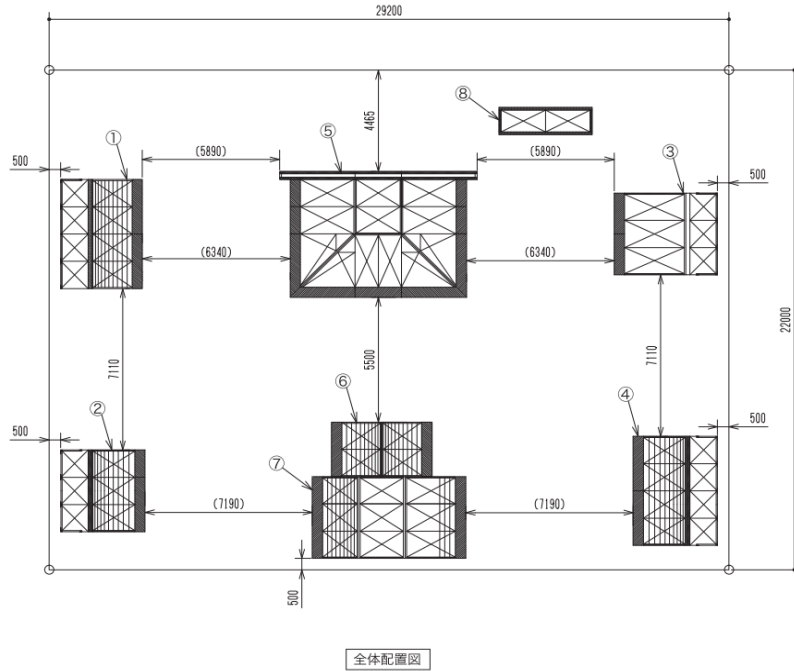
遊び場の設備

南谷地区

(供用開始：平成2年10月)

※はわいスケートパークの供用開始は平成25年4月14日

遊具名称	内 訳	数量	備 考
1 スケートボードセクション	クォーターランプ1 5FT	1 基	1. 5Hx4. 8Wx3. 5L 東地区、はわいスケートパーク
2 スケートボードセクション	クォーターランプ2 6FT	1 基	1. 8Hx3. 6Wx3. 6L 東地区、はわいスケートパーク
3 スケートボードセクション	バンク 5FT	1 基	1. 5Hx3. 6Wx4. 4L 東地区、はわいスケートパーク
4 スケートボードセクション	クォーターランプ3 6FT	1 基	1. 8Hx4. 8Wx3. 6L 東地区、はわいスケートパーク
5 スケートボードセクション	バンクtoバンク複合	1 基	0. 7Hx5. 5Wx7. 6L 東地区、はわいスケートパーク
6 スケートボードセクション	スパイン 5FT	1 基	1. 5Hx2. 4Wx4. 3L 東地区、はわいスケートパーク
7 スケートボードセクション	ファンボックス(バンクtoR)	1 基	1. 2Hx3. 6Wx6. 6L 東地区、はわいスケートパーク
8 スケートボードセクション	ボックス	1 基	0. 3Hx1. 2Wx4. 0L 東地区、はわいスケートパーク



NO	製品名称	品番	仕様	数量	単位
①	クォーターランプ 5 f t	TOT-1	H1500 W4800 L3501 R2700 スチール製 下地処理後粉体塗装仕上	1	基
②	クォーターランプ 6 f t	TOT-2	H1800 W3600 L3613 R2800 スチール製 下地処理後粉体塗装仕上	1	基
③	バンク 5 f t	TOT-3	H1500 W3600 L4433 スチール製 下地処理後粉体塗装仕上	1	基
④	クォーターランプ 6 f t	TOT-4	H1800 W4800 L3613 R2800 スチール製 下地処理後粉体塗装仕上	1	基
⑤	バンクtoバンク複合	TOT-5	H700 W5535 L7570 スチール製 下地処理後粉体塗装仕上	1	基
⑥	スパイン 5 f t	TOT-6	H1500 W2400 L4315 R2700 スチール製 下地処理後粉体塗装仕上	1	基
⑦	ファンボックス(バンクtoR)	TOT-7	H1200 W3600 L6586 R2500 スチール製 下地処理後粉体塗装仕上	1	基
⑧	BOX	TOT-8	H300 W1200 L4000 スチール製 下地処理後粉体塗装仕上	1	基

スケートパーク・セクション 特記仕様

1. 表面材はフェノール樹脂に浸した繊維圧縮材(6mm)とする。
2. 受け材(土台、フレーム、エッジ補強金具等)は下地処理の上、粉体塗装仕上とする。
3. ボルト類はステンレス製とし、面材、下地、フレーム材の固定方法はボルト、ナット止めとする。
4. 本製品はメンテナンス上、国内製造製品とする。
5. 本製品は【生産物賠償責任保険】等、国内保険に加入のメーカーの製品とする。
6. 本製品は日本スケートボード協会競技委員に専ら、監修(承認)の製作製品とする。
7. 本製品の保証期間は1年間とする。(地震、火災、水害等の災害による場合は除く)

特					図	全体配置図	SCALE	A3:1/150
記					品	南谷夢広場スケートパーク		

## 遊具一覧

子どもが利用する可能性のある健康器具系施設

### 南谷地区

(供用開始：平成2年10月)

	遊具名称	内 訳	数量	備 考	
1	体力測定器具	ボディカール	1 基	子どもが利用する可能性のある健康器具系施設	※使用禁止中 東地区、屋根のある広場北側
2	体力測定器具	フォワードベンド	1 基	子どもが利用する可能性のある健康器具系施設	※使用禁止中 東地区、屋根のある広場北側
3	体力測定器具	懸垂屈腕	1 基	子どもが利用する可能性のある健康器具系施設	※使用禁止中 東地区、屋根のある広場北側
4	体力測定器具	垂直跳び	1 基	子どもが利用する可能性のある健康器具系施設	※使用禁止中 東地区、屋根のある広場北側
5	体力測定器具	握力	1 基	子どもが利用する可能性のある健康器具系施設	※使用禁止中 東地区、屋根のある広場北側
6	体力測定器具	背筋力	1 基	子どもが利用する可能性のある健康器具系施設	東地区、屋根のある広場北側
7	体力測定器具	倒立ボード	1 基	子どもが利用する可能性のある健康器具系施設	東地区、屋根のある広場北側
8	体力測定器具	ラダー	1 基	子どもが利用する可能性のある健康器具系施設	※使用禁止中 東地区、屋根のある広場北側
9	体力測定器具	ふっきん台	1 基	子どもが利用する可能性のある健康器具系施設	※使用禁止中 東地区、屋根のある広場北側
10	体力測定器具	腹筋	1 基	子どもが利用する可能性のある健康器具系施設	※使用禁止中 東地区、屋根のある広場北側
11	体力測定器具	ツイストサークル	1 基	子どもが利用する可能性のある健康器具系施設	※使用禁止中 東地区、屋根のある広場北側
12	体力測定器具	ぶら下がり	1 基	子どもが利用する可能性のある健康器具系施設	東地区、屋根のある広場北側
13	体力測定器具	背骨伸ばし	1 基	子どもが利用する可能性のある健康器具系施設	※使用禁止中 東地区、屋根のある広場北側
14	体力測定器具	ベンチディップ	1 基	子どもが利用する可能性のある健康器具系施設	東地区、屋根のある広場北側